

# 基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホクジツン デンシガクエン 学校法人 電子学園								
フリガナ大学の名称	ジヨウホクジツンイノベーションセンモンシヨクガク 情報経営イノベーション専門職大学								
大学の位置	東京都墨田区文花1丁目18番13号								
大学の目的	「変化を楽しみ、自ら学び、革新を創造する」ことを教育理念とし、広くイノベーションに関する知識と専門の学術を深く教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする。								
新設学部等の目的	情報経営イノベーション学部では、国際社会と地域社会の産業発展に貢献するため、新たなサービス・ビジネスを生み出す人材を育成する教育研究活動を推進してきたものの、過去2年にわたり入学定員未充足となり、かつ、退学者の増加により、令和5年度に完成年度を迎えて以降、収容定員未充足となっている状況に鑑み、定員規模の適正化を図ること及び学生募集の観点からも専門職大学としてより実践的な教育を展開できる学修指導体制を整備することを目的に、入学定員を200人から160人に、収容定員を800人から640人に変更する。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科 計	4年	160 (200)人	— (—)年次人	640 (800)人	情報経営イノベーション学士（専門職）	経済学関係	令和7年4月 第1年次	東京都墨田区文花1丁目18番13号
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）									
該当なし									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数	
		講義	演習	実験・実習	計	科目	科目		
学部等の名称									
基幹教員									
		教授	准教授	講師	助教	計	助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	
新設	情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科		15人 (15)	4人 (4)	6人 (6)	0人 (0)	25人 (25)	0人 (0)	28人 (28)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		15 (15)	4 (4)	6 (6)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	28 (28)
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）		15 (15)	4 (4)	6 (6)	0 (0)	25 (25)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）		15 (15)	4 (4)	6 (6)	0 (0)	25 (25)			
分	計		15 (15)	4 (4)	6 (6)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	28 (28)

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の教員18人

既設	該当なし		-	-	-	-	-	-	-	大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の 四分の三の数 〇〇人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	小計（a～b）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
設分	計（a～d）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	計		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
合計			15 (15)	4 (4)	6 (6)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	28 (28)	
職種			専属			その他			計	
事務職員			29人 (29)			0人 (0)			29人 (29)	
技術職員			0 (0)			0 (0)			0 (0)	
図書館職員			1 (1)			0 (0)			1 (1)	
その他の職員			0 (0)			0 (0)			0 (0)	
指導補助者			0 (0)			0 (0)			0 (0)	
計			30 (30)			0 (0)			30 (30)	
校地等	区分	専用	共用		共用する他の学校等の専用			計	借用面積： 10,260.29㎡ 借用期間： 平成30年3月 31日から 令和50年3月 30日	
	校舎敷地	9,788.0㎡	0㎡		0㎡			9,788.0㎡		
	その他	472.29㎡	0㎡		0㎡			472.29㎡		
	合計	10,260.29㎡	0㎡		0㎡			10,260.29㎡		
校舎		専用	共用		共用する他の学校等の専用			計		
		5,403.62㎡ ( 5,403.62㎡)	0㎡ ( 0㎡)		0㎡ ( 0㎡)			5,403.62㎡ ( 5,403.62㎡)		
教室・教員研究室		教室	室		教員研究室			室		
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点			
		( )	( )	( )	( )	( )	( )			
	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
スポーツ施設等		スポーツ施設 ㎡		講堂 ㎡		厚生補導施設 ㎡				

経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	教員1人当り研究費等		400千円	400千円	400千円	400千円	－千円	－千円	
	共同研究費等		－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
	図書購入費	2,000千円	2,000千円	2,000千円	2,000千円	2,000千円	－千円	－千円	
	設備購入費	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	－千円	－千円	
	学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
			1,600千円	1,400千円	1,400千円	1,400千円	－千円	－千円	
学生納付金以外の維持方法の概要		寄付金、雑収入 等							
既設大学の状況	大学等の名称 情報経営イノベーション専門職大学								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科	4年	200人	—年次人	800人	情報経営イノベーション学士（専門職）	0.87 0.87	令和2年度	東京都墨田区文花1丁目18番13号	
附属施設の概要	該当なし								

- (注)
- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
  - 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
  - 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
  - 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
  - 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
  - 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
  - 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人電子学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
情報経営イノベーション専門職大学				情報経営イノベーション専門職大学				
情報経営イノベーション学部				情報経営イノベーション学部				
情報経営イノベーション学科	200	—	800	情報経営イノベーション学科	160	—	640	定員変更(△40)
計	200	—	800	計	160	—	640	
日本電子専門学校				日本電子専門学校				
コンピュータグラフィックス科	160	—	320	コンピュータグラフィックス科	160	—	320	
コンピュータグラフィックス研究科	40	—	120	コンピュータグラフィックス研究科	40	—	120	
CG映像制作科	80	—	160	CG映像制作科	80	—	160	
ゲーム制作科	160	—	320	ゲーム制作科	160	—	320	
ゲーム制作研究科	100	—	300	ゲーム制作研究科	100	—	300	
ゲーム企画科	40	—	80	ゲーム企画科	40	—	80	
アニメーション科	50	—	100	アニメーション科	50	—	100	
アニメーション研究科	30	—	90	アニメーション研究科	30	—	90	
グラフィックデザイン科	30	—	60	グラフィックデザイン科	30	—	60	
情報処理科	140	—	280	情報処理科	140	—	280	
高度情報処理科	40	—	120	高度情報処理科	40	—	120	
情報システム開発科	80	—	160	情報システム開発科	80	—	160	
モバイルアプリケーション開発科	40	—	80	モバイルアプリケーション開発科	40	—	80	
Webデザイン科	30	—	60	Webデザイン科	30	—	60	
AIシステム科	70	—	140	AIシステム科	70	—	140	
DXスペシャリスト科	40	—	80	DXスペシャリスト科	40	—	80	
ネットワークセキュリティ科	80	—	160	ネットワークセキュリティ科	80	—	160	
電子応用工学科	40	—	80	電子応用工学科	40	—	80	
電気工学科	50	—	100	電気工学科	50	—	100	
電気工事技術科	50	—	100	電気工事技術科	50	—	100	
情報処理科(夜間部)	20	—	40	情報処理科(夜間部)	20	—	40	
ネットワークセキュリティ科(夜間部)	20	—	40	ネットワークセキュリティ科(夜間部)	20	—	40	
電気工学科(夜間部)	50	—	100	電気工学科(夜間部)	50	—	100	
電気工事士科(夜間部)	50	—	50	電気工事士科(夜間部)	50	—	50	
計	1490		3140	計	1490		3140	

専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学における実験、実習又は実技による授業科目 並びにこれに代替する演習による授業科目一覧 （情報経営イノベーション学部情報経営イノベーション学科）								
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	単位数			授業形態 [臨/連]	臨地実務実習に代えて連携実務演習等（実験、実習又は実技によるものに限る。）を修得させる事由及び見込まれる教育効果	
			必修	選択	自由			
実験、実習又は実技による授業科目	該当なし							
	基礎科目							
	職業専門科目	ビジネスフィールドリサーチⅠ	○	2			実習	
		ビジネスフィールドリサーチⅡ	○	2			実習	
		インターンシップⅠ	○	12			実習[臨]	
		インターンシップⅡ	○	12			実習[臨]	
		プログラミングⅠ	○	2			実習	
	展開科目	プログラミングⅡ	○	2			実習	
		ビジネス英語実習Ⅰ	○	2			実習	
		ビジネス英語実習Ⅱ	○	2			実習	
総合科目	ビジネス英語実習Ⅲ	○	2			実習		
	ビジネス英語実習Ⅳ	○	2			実習		
該当なし								
小計（10科目）			40	0				
うち卒業・修了に必要な実習等単位数			—	16	—			
うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数			—	24	—			
演習による実習等代替授業科目	該当なし							
	基礎科目							
	職業専門科目							
	該当なし							
	展開科目							
	該当なし							
	総合科目							
	該当なし							
	小計（ 科目）							
	うち卒業・修了に必要な演習代替単位数			—	—	—		
うち卒業・修了に必要な連携実務演習等単位数			—	—	—			
合計（10科目）			40					
うち卒業・修了に必要な実習等又は演習単位数			—	16	—			
うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数			—	24	—			

(注)

- 1 専門職大学等、専門職大学等の学部等、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し若しくは変更する場合は、別記様式第2号（その2の1）、（その2の2）又は（その2の3）に加え、この書類を作成すること。
- 2 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。
- 3 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 4 「授業形態」欄には、実験、実習、実技又は演習の別を記入するとともに、臨地実務実習による授業科目については「[臨]」の括弧書きを、連携実務演習等による授業科目については「[連]」の括弧書きを追記すること。
- 5 「小計」の欄の「うち卒業・修了に必要な実習等単位数」には、実験、実習又は実技による授業科目の単位数を、「うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数」には臨地実務実習又は連携実務演習等（実験、実習又は実技によるものに限る。）に係る単位数を、「うち卒業・修了に必要な演習代替単位数」には演習による授業科目の単位数を、「うち卒業・修了に必要な連携実務演習等単位数」には連携実務演習等（演習によるものに限る。）に係る単位数を記入すること。
- 6 「実験、実習及び実技に代えて演習による授業科目を修得させる事由及び見込まれる教育効果」の欄には、臨地実務実習に代えて連携実務演習等（演習によるものに限る。）を修得させる場合のやむを得ない事由についても記入すること。
- 7 卒業・修了に必要な単位のうちに、基礎科目、職業専門科目、展開科目又は総合科目以外の授業科目であって、実験、実習若しくは実技又は演習によるものに係る単位を含める場合には、科目区分の枠を追加して記入すること。
- 8 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数及び「単位数」に加え、前期課程に係る科目数及び「単位数」を併記すること。

# 校地校舎等の図面

## (1) 都道府県内における位置関係の図面

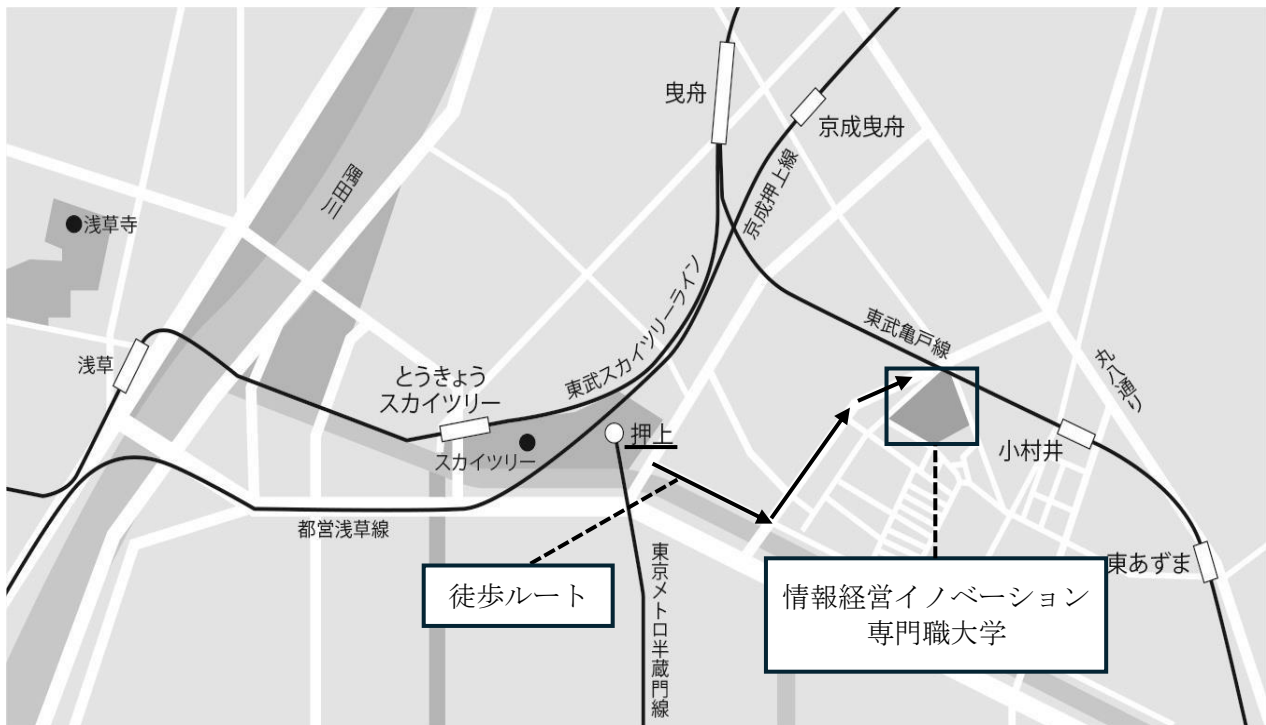
### 【東京都内位置図】



### 【東京 23 区内位置図】

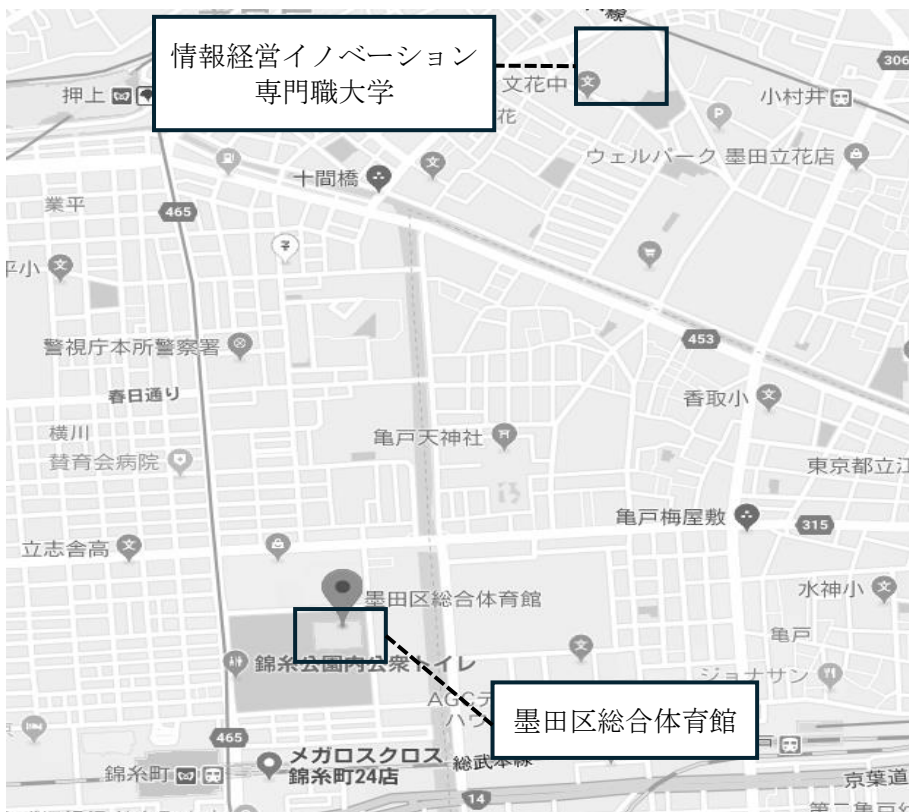


(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



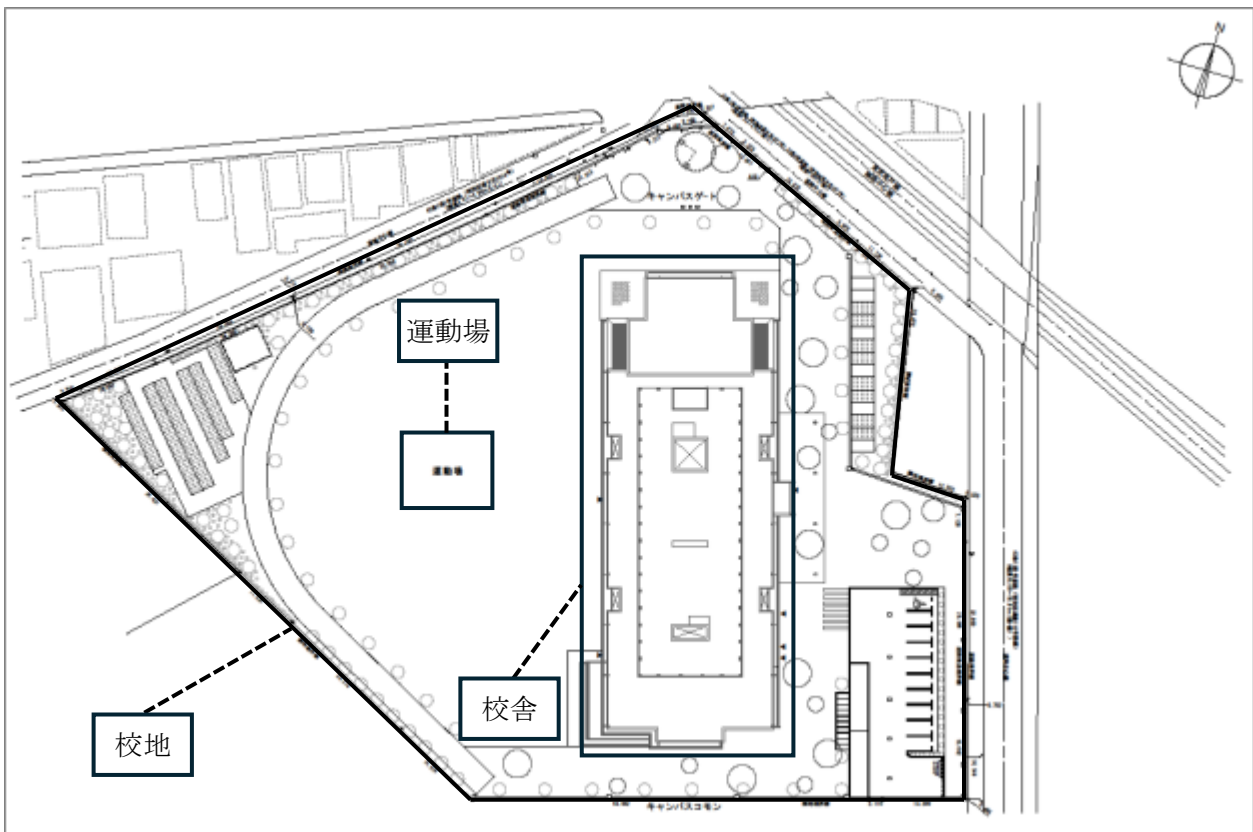
- 東武亀戸線 小村井駅：徒歩 6分
- 東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄浅草線・京成線 押上駅：徒歩 13分
- 京成線 京成曳舟駅：徒歩 13分

【最寄り駅・キャンパスから体育館までの距離、交通機関】



- JR・東京メトロ錦糸町駅：徒歩 3分
- 本キャンパス：徒歩 19分

(3) 校舎、運動場等の配置図

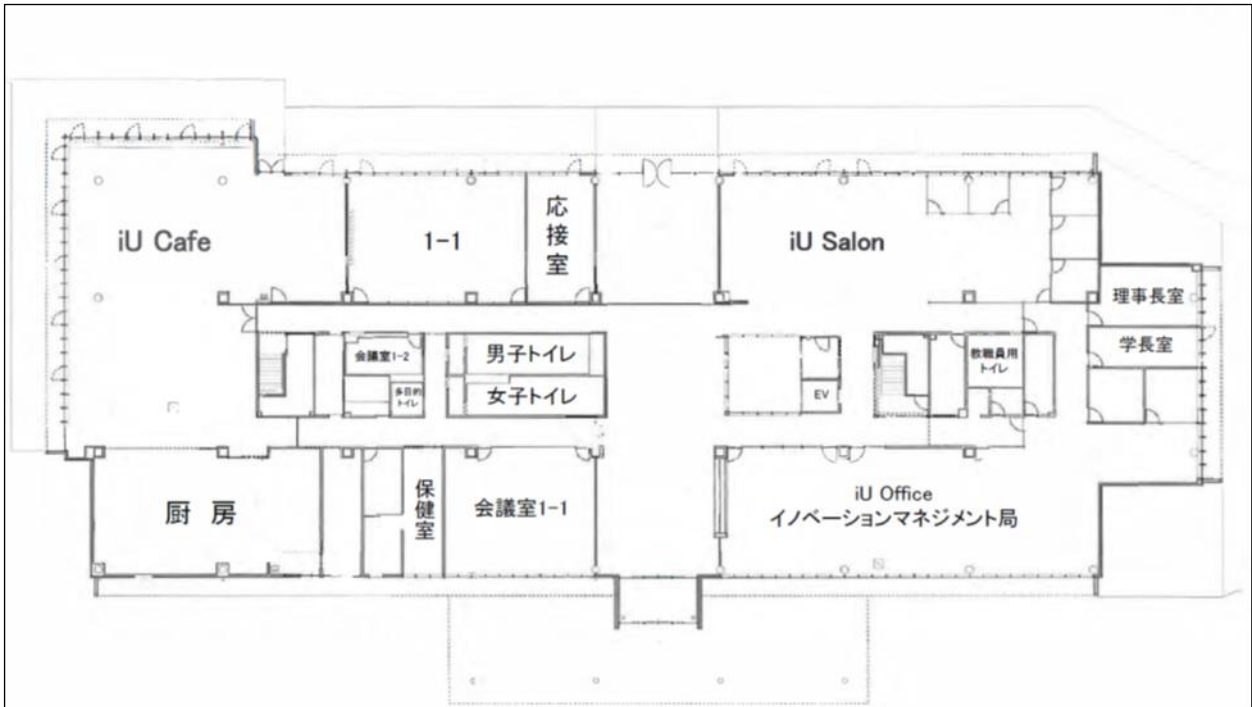


- 校地面積 : 10,260 m<sup>2</sup>
- 校舎面積 : 5,404 m<sup>2</sup>
- 運動場面積 : 3,219 m<sup>2</sup>



(4) 校舎の平面図

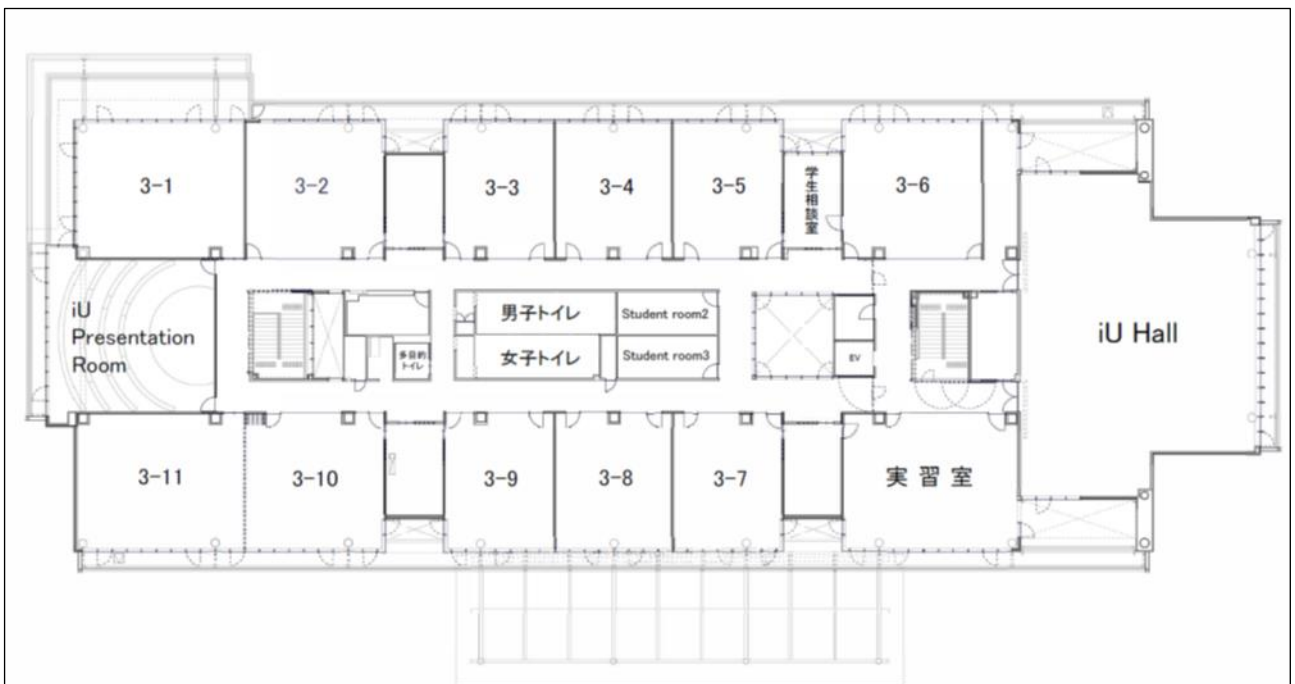
【1階】



【2階】



【3階】



- 講義室・演習室面積 : 1,206 m<sup>2</sup>
- 実習室面積 : 125 m<sup>2</sup>
- 研究室面積 : 534 m<sup>2</sup>
- 図書館面積 : 305 m<sup>2</sup>
- その他面積 : 3,234 m<sup>2</sup>

# 情報経営イノベーション専門職大学学則

令和2年4月1日制定

令和2年12月22日改正

令和6年2月26日改正

令和7年6月19日改正

情報経営イノベーション専門職大学規程第1号

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 学部、学科の組織、定員（第6条～第8条）
- 第3章 教職員の組織（第9条～第17条）
- 第4章 大学運営会議・学部教育会議・学部教授会（第18条～第21条）
- 第5章 学年・学期及び休業日（第22条～第24条）
- 第6章 教育課程（第25条）
- 第7章 修業年限（第26条～第29条）
- 第8章 入学・再入学・編入学（第30条～第36条）
- 第9章 授業科目、単位（第37条～第39条）
- 第10章 履修登録、単位認定、卒業単位数（第40条～第44条）
- 第11章 学籍異動（第45条～50条）
- 第12章 卒業（第51条～第53条）
- 第13章 賞罰（第54条～第55条）
- 第14章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第56条～第58条）
- 第15章 学費等（第59条～第63条）
- 第16章 附属機関（第64条～第68条）
- 第17章 図書館（第69条）
- 第18章 保健室（第70条）
- 第19章 学生相談室（第71条）
- 第20章 FD・SD推進室（第72条）
- 第21章 IR室（第73条）
- 第22章 改正（第74条）

## 附則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 情報経営イノベーション専門職大学（以下「本学という。」）は、「変化を楽しみ、自ら学び、革新を創造する」ことを教育理念とし、広くイノベーションに関する知識と専門の学術を深く教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うほか、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表する。

2 自己点検及び評価の実施については別に定める。

(教育研究情報の公表)

第3条 本学は、公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすという観点から、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用、その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

2 教育研究情報の公表については別に定める。

(教育・研究の質的向上)

第4条 本学は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修等を実施する。

2 教育・研究の資的向上のための研修等の実施については別に定める。

(管理運営に必要な教職員への研修等)

第5条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的な研修を行う。

2 管理運営に必要な教職員への研修等については別に定める。

## 第2章 学部、学科の組織、定員

(学部・学科)

第6条 本学に次の学部・学科を置く。

情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科

(英語名称) Faculty of Information and Management for Innovation

Department of Information and Management for Innovation

(定員)

第7条 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部・学科の名称	入学定員	収容定員
情報経営イノベーション学部	160人	640人
情報経営イノベーション学		

科		
合 計	1 6 0 人	6 4 0 人

(情報経営イノベーション学部の目的)

第8条 情報経営イノベーション学部は、変化し続ける時代の中で、経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的なコミュニケーション能力、これらを組み合わせた応用力を主体的に身に付け、新たなサービス・ビジネスを生み出す人材を育成し、国際社会と地域社会の産業発展に貢献することを目的とする。

### 第3章 教職員の組織

(学長)

第9条 本学に学長を置く。

2 学長は本学を統括し代表する。

(副学長)

第10条 本学に副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

(学部長・学部長補佐・学科長)

第11条 情報経営イノベーション学部に学部長を置く。

2 学部長は学部を代表し、当該学部の運営をつかさどるとともに、本学の運営に関して学長を補佐する。

3 学部に、学部長補佐を置くことができる。学部長補佐は学部長を補佐し、学部長に事故があったときはその職務を代行する。

4 情報経営イノベーション学科に学科長を置くことができる。学科長は学科を代表し、当該学科の運営をつかさどる。

(教職員)

第12条 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の必要な職員を置く。

(イノベーションマネジメント局)

第13条 本学に、事務局としてイノベーションマネジメント局を置く。

2 イノベーションマネジメント局にイノベーションマネジメント局長を置く。

3 その他イノベーションマネジメント局に関し必要な事項は別に定める。

(名誉教授)

第14条 本学に、名誉教授を置くことができる。

2 名誉教授に関し必要な事項は別に定める。

(特任教員)

第15条 本学に、特任教員を置くことができる。

2 特任教員に関し必要な事項は別に定める。

(客員教員)

第16条 本学に、客員教員を置くことができる。

2 客員教員に関し必要な事項は別に定める。

(特別招聘教員)

第17条 本学に、特別招聘教員を置くことができる。

2 特別招聘教員に関し必要な事項は別に定める。

#### 第4章 大学運営会議・学部教育会議・学部教授会

(大学運営会議)

第18条 本学の経営に関する重要事項を審議するため、本学に大学運営会議を置く。

2 大学運営会議は、学長、副学長、学部長、イノベーションマネジメント局長及び学長の推薦により理事長が任命する者をもって組織する。

3 大学運営会議は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

4 大学運営会議は、次の事項を審議する。

(1) 大学の中期目標計画に関する事項

(2) 大学の年度計画に関する事項

(3) 文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

(4) 大学の予算の作成及び執行に関する事項

(5) 大学の決算に関する事項

(6) 教員人事に関する事項

(7) 大学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(8) 大学の内部統制に関する重要事項

(9) 大学の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(10) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(11) その他本学の経営に関する重要事項

5 大学運営会議に大学の人事(人事給与評価、採用等)に関することを検討する人事部会を設置する。

6 大学運営会議に関し、必要な事項は別に定める。

(学部教育会議)

第19条 本学の学部に、学部長の執行業務を補佐するため、学部教育会議を置く。

2 学部教育会議は、学部長、学部長補佐、第21条の2の規定により設置する委員会の委員長及びイノベーションマネジメント局長をもって組織する。

3 前項に規定する者のほか、学部長が必要と認めた教職員を学部教育会議に加えることができる。

4 学部教育会議は、学部長が招集し、その議長となる。学部長が議長をつとめることができない場合は、学部長が指名した者がこれに代わるものとする。

5 学部教育会議に関し、必要な事項は別に定める。

(学部教授会)

第20条 本学の学部教授会（以下「学部教授会」という。）を置く。

2 学部教授会は、学部長、当該学部配置された専任の教授及びイノベーションマネジメント局長をもって組織する。

3 前項に規定する者のほか、当該学部配置された専任の准教授、講師及び助教並びに事務職員その他の必要な職員を学部教授会に加えることができる。

4 学部教授会は学部長が招集し、その議長となる。学部長が議長をつとめることができない場合は、学部長が指名した者がこれに代わるものとする。

5 学部教授会は学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 大学の中期目標計画に関する事項のうち、当該学部の教育研究に関するもの

(2) 大学の年度計画に関する事項のうち、当該学部の教育研究に関するもの

(3) 学生の入学、卒業、課程の修了及び学籍異動に関する事項

(4) 学位の授与に関する事項

(5) 学生の賞罰に関する事項

(6) 教育課程の編成に関する事項

(7) その他、教育研究に関する重要な事項のうち、学長が必要と認めて定めたもの

6 学部教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

7 前各号に定めるもののほか、学部教授会の運営に関し必要な事項は学長が別に定める。  
(委員会)

第21条 本学に委員会を置く。

2 本学に置く委員会に関し、必要な事項は別に定める。

第21条の2 学部教授会に委員会を置く。

2 学部教授会に置く委員会に関し、必要な事項は別に定める。

## 第5章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第22条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

2 前項の学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学長は、学部教授会の意見を聞いて、前項に定める前期及び後期の期間を変更することができる。

(授業期間)

第23条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め原則として35週とする。

(休業日)

第24条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

- (2) 学園の創立記念日
  - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
  - (4) 夏期休業
  - (5) 冬期休業
  - (6) 春期休業
- 2 前項第4号から第6号までの休業期間については、学長が別に定める。
- 3 学長は、必要に応じ第1項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

## 第6章 教育課程

(教育課程連携協議会)

- 第25条 産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するための教育課程連携協議会を置く。
- 2 教育課程連携協議会については別に定める。

## 第7章 修業年限

(修業年限)

- 第26条 本学の修業年限は4年とする。
- 2 在学年次を第1学年から第4学年までに分ける。
- 3 在学期間は、8年を超えることはできない。
- 4 第1項の修業年限を前期課程、後期課程と区分することができる。前期課程、後期課程については別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

- 第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)



第29条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第56条（科目等履修生）の規定により修得した単位を含む。）を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第27条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## 第8章 入学・再入学・編入学

### （入学の時期）

第30条 入学の時期は学期の始めとする。

### （入学資格）

第31条 本学に入学することができる資格は次のとおりとする。

- （1）高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- （2）通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- （3）通常以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者
- （4）外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したもの
- （5）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- （6）専修学校の高等課程（修学年限が3年以上あることその他文部科学大臣が定める基準を満たしたものに限り）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に履修した者
- （7）文部科学大臣の指定した者
- （8）高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- （9）その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

### （入学志願）

第32条 入学志願者は、入学願書等本学所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。なお、出願の時期、方法及び提出すべき書類等については別に定める。

### （入学者の選考）

第33条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

### （入学手続き・保証人）

第34条 前条により合格とされた者は、保証人連署の誓約書に所定の入学金を添え、所

定の期日までに本学に提出しなければならない。

- 2 前項の保証人は、父母あるいは親族であって独立の生計を営む者若しくは本学が適当と認めた者に限る。
- 3 保証人は、当該学生在学中は本人に係る一切の事柄について連帯責任を負わねばならない。
- 4 保証人に転居、転籍等があったときは速やかにその旨を届け出なければならない。
- 5 保証人がその資格を失ったときはあらためて誓約書を提出しなければならない。  
(入学許可)

第35条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学・編入学)

第36条 本学への入学を志願する者があるときは、選考の上、再入学及び編入学を許可することができる。

- 2 再入学及び編入学については別に定める。

## 第9章 授業科目、単位

(授業科目の区分)

第37条 情報経営イノベーション学部情報経営イノベーション学科の授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目とする。

- 2 情報経営イノベーション学部情報経営イノベーション学科における授業科目の名称及び単位数は、それぞれ別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第38条 授業は、講義、演習、実験・実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることもできる。

(単位の計算方法)

第39条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習、実験・習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合にあっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 総合理論演習・総合実践演習については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

## 第10章 履修登録、単位認定、卒業単位数

### (履修登録)

第40条 学生は、履修を希望する授業科目を所定の期間に登録しなければならない。

2 1年間に履修する授業科目として登録することができる単位数は1年次は46単位とし、2年次～4年次は、42単位を上限とする。

3 前項については、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第41条 授業科目修了の認定は、平素の成績及び筆記試験又は論文による。ただし、実技並びに実習、演習等については平素の成績のみによって認定することができる。

### (単位認定の時期)

第42条 単位認定の時期は、学期末又は学年度末とする。

### (成績評価)

第43条 成績評価の基準は、学部の履修規程の定めるところによる。

2 本学は、学生に対して授業の方法及び内容ならびに授業計画をあらかじめ明示し、成績評価の認定に関しては当該基準に従って適切におこなわなければならない。

### (卒業要件)

第44条 卒業要件単位数は、別表2のとおりとする。

## 第11章 学籍異動

### (休学)

第45条 病気その他やむを得ない事由により3ヵ月以上欠席する場合は、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により延長を認めることがある。

3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に含めない。

### (復学)

第46条 休学期間が満了した者又は休学期間中であってもその事由が消滅した者は、学長の許可を得て、学期の始めから復学することができる。

### (留学)

第47条 外国の大学で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学をすることができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は在学期間に算入することができる。

3 第1項により修得した単位は、学部教授会の議に基づき、卒業要件単位として認定することができる。

4 留学に関する規程は別に定める。

### (退学)

第48条 退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出て許可を得なければならない。

(除籍)

第49条 次の各号の一に該当する者は、学部教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 8年の在学期間を超えた者
- (3) 第45条第2項及び第3項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 履修登録を怠り、督促してもなお登録しない者
- (5) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

2 前項第1号の除籍は、授業料を1期支払わず、催告を受けてもなおこれを支払わない者に対して行うものとする。

(転学・転入学)

第50条 他の大学に転学を志望する者は、所定の手続きに従い学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学への転入学を希望する者がいるときは、本学の教育に支障がない場合限り、選考の上、学部教授会の議を経て学長が転入学を許可することがある。

3 前項の規定により転入学した学生の在学期間には、転入学以前の他の大学における在学期間の全部又は一部を通算することができる。

## 第12章 卒業

(卒業)

第51条 学長は、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得し、学部教授会の議を経て卒業することを認められた者に対して卒業を認定する。

(学位の授与)

第52条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対して情報経営イノベーション学士(専門職)の学位を授与する。

2 学位に関する事項は別に定める。

(卒業の時期)

第53条 学生を卒業させる時期は、各学期末とする。

## 第13章 賞罰

(表彰)

第54条 人物、学業が優秀な者又は学生の模範として表彰に値する行為があった者は、学部教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第55条 本学の学則若しくは規程等に反し、又は、学生の本分に反する行為があったときは、学部教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に行うことがある。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
  - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者
- 4 第2項に規定する停学の期間は在学期間に算入する。ただし、当該停学の期間が通算して3ヶ月以上にわたる場合は、当該停学の期間は第51条の規定により卒業を認定するにあたっての在学期間としては算入しない。

#### 第14章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

##### (科目等履修生)

第56条 本学の学生以外の者で、一科目又は数科目の授業科目の履修を志望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として受講を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関する事項は別に定める。

##### (特別聴講学生)

第57条 他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との単位互換協定に基づき、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、特別聴講学生として受講を許可することができる。

- 2 特別聴講学生に関する事項は別に定める。

##### (外国人留学生)

第58条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関する事項は別に定める。

#### 第15章 学費等

##### (授業料等の額)

第59条 検定料、入学料、授業料及び施設維持費の額は、別に定める。

##### (検定料)

第60条 検定料は、入学を志願するときに納付しなければならない。

##### (入学料)

第61条 入学料は、入学を許可されるときに納付しなければならない。

- 2 特別の事由があると認めた学生については、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 3 前2項に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

##### (授業料)

第62条 授業料は、毎年4月及び10月において、全納もしくは2分の1ずつを納付しなければならない。ただし、特別の事由があると認めた学生については、月割分納を認

めることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前学期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後学期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 3 入学年度の前学期又は前学期及び後学期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。
- 4 前学期又は後学期の中途において、退学した者又は除籍処分となった者若しくは退学の処分を受けた者も、当該学期分の授業料等納付金は納付しなければならない。
- 5 休学中の学生については、その期間分の授業料を免除する
- 6 停学中の学生については、その期間分の授業料を徴収する。
- 7 学資の支弁が困難な学生に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 8 前項の規定により、授業料の免除又はその徴収の猶予を受けることのできる学生は、各学期ごとに定める。
- 9 前8項に規定するもののほか、授業料の免除及び徴収猶予の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料等)

第63条 既納の検定料、入学料、授業料は、次の各号に掲げる場合を除き、これを返還しない。

- (1) 入学願書の提出時又はその後において出願資格を欠くことが判明した者及びその他特別な事由があると認めた者に対しては、別に定めるところにより当該検定料の全部又は一部を返還する。
- (2) 前学期分授業料徴収の際、後学期分授業料を併せて納付した者が、後学期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合は、後学期分の授業料に相当する額を返還する。
- (3) 前条第3項の規定により、授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したときは、納付した者の申出により当該授業料相当額を返還する。

## 第16章 附属機関

(B Lab)

第64条 本学に附属機関として、B Labを置く。

- 2 B Labに関し必要な事項は別に定める。

(グローバルセンター)

第65条 本学に附属機関として、グローバルセンターを置く。

- 2 グローバルセンターに関し必要な事項は別に定める。

(ICT教育センター)

第66条 本学に附属機関として、ICT教育センターを置く。

- 2 ICT教育センターに関し必要な事項は別に定める。

(デベロップメントセンター)

第67条 本学に附属機関として、デベロップメントセンターを置く。

2 デベロップメントセンターに関し必要な事項は別に定める。

(地域連携センター)

第68条 本学に附属機関として、地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関し必要な事項は別に定める。

## 第17章 図書館

(図書館)

第69条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

## 第18章 保健室

(保健室)

第70条 本学に、教職員及び学生の健康を管理するため、保健室を置く。

2 保健室に関し必要な事項は別に定める。

## 第19章 学生相談室

(学生相談室)

第71条 本学に、学生の修学、心理、健康等の諸問題について、相談に応じ、助言を与えるため、学生相談室を置く。

2 学生相談室に関し必要な事項は別に定める。

## 第20章 FD・SD推進室

(FD・SD推進室)

第72条 本学に、ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを推進するため、FD・SD推進室を置く。

2 FD・SD推進室に関し必要な事項は別に定める。

## 第21章 IR室

(IR室)

第73条 本学に、教育理念及び目的を実現するために必要な調査、分析及び提言を行うため、IR室を置く。

2 IR室に関し必要な事項は別に定める。

## 第22章 改正

(改正)

第74条 本学則の改正は、学長が決定する。ただし、学部の教育研究に関する事項に係る改正については、学部教授会の議を経るものとする。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の別表 1 は、令和 3 年度入学生から適用し、令和 2 年度以前の入学生については、なお従前の例によることとする。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条の規定にかかわらず、令和 7 年度、令和 8 年度及び令和 9 年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科の名称	収容定員		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科	760人	720人	680人
合 計	760人	720人	680人



別表 1

<情報経営イノベーション学部情報経営イノベーション学科 授業科目の名称及び単位数>

基礎科目

現代社会基礎

科目名称	単位数
イノベーションの志	2
スタディスキル	2
英語コア・スキルズ I	2
数学基礎 A	2
リサーチ入門	2
英語コア・スキルズ II	2
数学基礎 B	2
数学基礎 C	2
キャリアデザイン I	1
職業倫理	2
先端グローバル社会	2
英語アカデミックリテラシー	2
科学史	2
ICT と人間	2
英米文学演習	2
キャリアデザイン II	1

職業専門科目(経営、情報通信技術)

ビジネス基礎

科目名称	単位数
マネジメント (経営学基礎)	2
マーケティング基礎	2
法務リテラシー I	2
アカウンティング入門	2
オペレーションズマネジメント	2

ビジネス応用

科目名称	単位数
マーケティング応用	2

アカウンティング応用	2
法務リテラシーⅡ	2
ファイナンス入門	2
問題形成と問題解決	2
組織行動論	2
ビジネスゲームによる経営意思決定	2
人的資源管理論	2
コーポレートファイナンス	2
グローバル企業戦略論	2
地域創生とイノベーション	2
イノベーション特論	2
新興市場における事業開発	2
クロステックビジネスデザイン	2
デザインと経営	2
税務会計・会計処理	2

#### ビジネス実践

科目名称	単位数
イノベーションプロジェクトⅠ	2
イノベーションプロジェクトⅡ	2
スタートアップ基礎（起業論）	2
イノベーションプロジェクトⅢ	2
ビジネスフィールドリサーチⅠ	2
イノベーションプロジェクトⅣ	2
ビジネスフィールドリサーチⅡ	2
イノベーションプロジェクトⅤ	2
インターンシップⅠ	12
インターンシップⅡ	12
イノベーションプロジェクトⅥ	2

#### システムデザイン基礎

科目名称	単位数
コンピュータとソフトウェア基礎	2
プログラミングⅠ	2
データ構造と処理法	2

オペレーティングシステム入門	2
プログラミングⅡ	2
ネットワーク技術	2
オペレーティングシステム演習	2
コンピュータアーキテクチャ	2
ソフトウェア設計・構築	2
データベース	2
モバイルサービス概論	2
情報系数学応用 A	2
情報技術演習 I	2
システム設計演習	2
データサイエンス	2
情報系数学応用 B	2
情報系数学応用 C	2

#### システムデザイン応用

科目名称	単位数
Web システム演習	2
インタラクティブ・システムデザイン	2
情報システムのプロジェクト管理	2
情報技術演習Ⅱ	2
ソフトウェアプロセスと品質	2
モデル化と要求開発	2
システムインテグレーション	2
クラウド	2
ビッグデータ	2
IoT	2
スーパーコンピュータ	2
AI	2

#### ネットワークセキュリティ

科目名称	単位数
ネットワーク構築Ⅰ	2
情報セキュリティ演習Ⅰ	2
ネットワーク構築Ⅱ	2

情報セキュリティ演習Ⅱ	2
ネットワーク構築Ⅲ	2

展開科目(グローバルコミュニケーション)

科目名称	単位数
ビジネス英語実習Ⅰ	2
ビジネス英語実習Ⅱ	2
ビジネス英語実習Ⅲ	2
ビジネス英語実習Ⅳ	2
多文化理解	2
比較宗教論	2
グローバルビジネスと通訳	2
国際情勢論	2
日本文化	2
グローバルビジネスにおけるディスカッション・ディベート	2
国際メディア論	2
製造業における国際化	2
グローバルビジネスにおけるプレゼンテーション	2
国際開発論	2
ファイナンス業における国際化	2
サービス業における国際化	2
グローバルビジネスにおけるネゴシエーション	2
国際経営と商習慣	2
農業・林業・漁業における国際化	2

総合科目

総合演習

科目名称	単位数
総合理論演習	2
総合実践演習	4

別表 2

情報経営イノベーション専門職大学

情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科 卒業要件

科目区分			卒業単位				
			必修	選択必修	選択	自由	小計
基礎科目	現代社会基礎		12	6 ※1	2	0	20
職業専門科目	経営	ビジネス基礎	8	8 ※2	6	0	82
		ビジネス応用	0			0	
		ビジネス実践	42			0	
	情報通信技術	システムデザイン基礎	18			0	
		システムデザイン応用	0			0	
		ネットワークセキュリティ	0			0	
展開科目	グローバルコミュニケーション		8	12 ※3	0	0	20
総合科目			6	0	0	0	6
合計			94	26	8	0	128

※ 1

- ・ 先端グローバル社会、職業倫理、科学史、ICT と人間のうち 2 単位以上
- ・ 数学基礎 A、数学基礎 B、数学基礎 C のうち 4 単位以上

※ 2

- ・ オペレーションズマネジメント、問題形成と問題解決、組織行動論、ビジネスゲームによる経営意思決定、人的資源管理論、イノベーション特論、グローバル企業戦略論から 2 単位以上
- ・ アカウンティング応用、法務リテラシーⅡ、ファイナンス入門、コーポレートファイナンスから 2 単位以上
- ・ ネットワーク構築Ⅰ、情報セキュリティ演習Ⅰから 2 単位以上
- ・ モバイルサービス概論、Web システム演習、インタラクティブ・システムデザイン、データサイエンス、クラウド、ビッグデータ、IoT、スーパーコンピュータ、AI から 2 単位以上

※ 3

- ・ グローバルビジネスと通訳、グローバルビジネスにおけるディスカッション・ディベート、グローバルビジネスにおけるプレゼンテーション、グローバルビジネスにおけるネゴシエーションから 2 単位以上
- ・ 製造業における国際化、ファイナンス業における国際化、サービス業における国際化、農業・林業・漁業における国際化から 2 単位以上
- ・ 多文化理解、比較宗教論、国際情勢論、日本文化、国際メディア論、国際開発論、国際経営と商習慣から 8 単位以上

備考

- ・実験・実習科目から 40 単位以上を修得すること。※臨地実務実習(インターンシップ I・II) 含む
- ・インターンシップ科目の履修条件として、原則以下の科目の単位を修得していることとする。
  - 「マネジメント(経営学基礎)」「マーケティング基礎」「法務リテラシー I」「アカウントティング入門」
  - 「プログラミング I」「プログラミング II」「ネットワーク技術」「ソフトウェア設計・構築」「データベース」
  - 「情報技術演習 I」「システム設計演習」「ビジネスフィールドリサーチ I」「ビジネスフィールドリサーチ II」
- ・総計で、卒業単位を 128 単位以上とする。

## 学則の変更事項について

### 1 変更の事由について

情報経営イノベーション学部情報経営イノベーション学科においては、過去2年にわたり入学定員未充足（令和5年度：89%、令和6年度：73%）となり、かつ、令和5年度に完成年度を迎えて以降、収容定員未充足（令和5年5月1日現在：93%、令和6年5月1日現在：87%）となっている状況に鑑み、定員規模の適正化を図るとともに、学生募集の観点からも専門職大学としてより実践的な教育を展開できる学修指導体制を整備するため、入学定員及び収容定員を変更する。

### 2 変更点について

学則第7条に規定する情報経営イノベーション学部情報経営イノベーション学科の入学定員を200人から160人に、収容定員を800人から640人に変更する。

### 3 変更の時期について

改正後の学則は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度入学者選抜から変更後の入学定員による選抜を行う。

「情報経営イノベーション専門職大学学則」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後			現 行		
(定員) 第7条 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。			(定員) 第7条 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。		
学部・学科の名称	入学定員	収容定員	学部・学科の名称	入学定員	収容定員
情報経営イノベーション学部			情報経営イノベーション学部		
情報経営イノベーション学科	<u>160人</u>	<u>640人</u>	情報経営イノベーション学科	<u>200人</u>	<u>800人</u>
合 計	<u>160人</u>	<u>640人</u>	合 計	<u>200人</u>	<u>800人</u>
<p>附 則</p> <p>1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第7条の規定にかかわらず、令和7年度、令和8年度及び令和9年度の収容定員は、次のとおりとする。</p>					
学部・学科の名称	収容定員				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
情報経営イノベーション学部					
情報経営イノベーション学科	<u>760人</u>	<u>720人</u>	<u>680人</u>		
合 計	<u>760人</u>	<u>720人</u>	<u>680人</u>		



## 学則の変更の趣旨等を記載した書類（本文）

### 目 次

ア	学則変更（収容定員変更）の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 2
イ	学則変更（収容定員変更）の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 2
ウ	学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容・・・・・・・・	p. 3
	（ア）教育課程の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 3
	（イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 3
	（ウ）教員組織の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 3
	（エ）大学全体の施設・設備の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 3

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類（本文）

### ア 学則変更（収容定員変更）の内容

情報経営イノベーション専門職大学は、情報経営イノベーション学部情報経営イノベーション学科の1学部1学科を設置する専門職大学であり、令和7年度入学者より入学定員を200人から160人に変更するとともに、学年進行に伴い収容定員を800人から640人に変更する。

#### (ア) 入学定員・収容定員の変更内容

学部・学科	改正前		改正後	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科	200人	800人	160人 (▲40人)	640人 (▲160人)
大学全体	200人	800人	160人 (▲40人)	640人 (▲160人)

#### (イ) 学年進行に伴う収容定員の変更内容

学部・学科	収容定員			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科	760人	720人	680人	640人
大学全体	760人	720人	680人	640人

### イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

情報経営イノベーション学科では、令和2年度の開学以来、国際社会と地域社会の産業発展に貢献することを目的として、経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的なコミュニケーション能力、これらを組み合わせた応用力を主体的に身に付け、新たなサービス・ビジネスを生み出す人材を育成する教育研究活動を推進し、令和2年度から令和4年度までは、入学者数が入学定員を若干上回る水準となっていた。しかしながら、令和5年度は入学定員充足率89%、令和6年度は入学定員充足率73%と直近2年間において、入学定員未充足となっている。また、毎年度相当数の退学者がおり、完成年度を迎えた令和5年度以降、収容定員も未充足の状態となっている。このような本学科の現状や今後18歳人口の減少が予測されていることを踏まえ、定員規模の適正化を図るとともに、学生募集の観点からも専門職大学としてより実践的な教育を展開できる学修指導体制を整備することから、入学定員・収容定員を変更する。

### (ア) 入学者数・在籍者数の推移

年度	入学者数 (充足率)	在 籍 者 数				合計 (充足率)
		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	
令和 2 年度	230 人 (115%)	230 人	—	—	—	230 人 (—)
令和 3 年度	229 人 (115%)	229 人	222 人	—	—	451 人 (—)
令和 4 年度	217 人 (109%)	217 人	213 人	209 人	—	639 人 (—)
令和 5 年度	178 人 ( 89%)	178 人	188 人	183 人	195 人	744 人 ( 93%)
令和 6 年度	145 名 ( 73%)	145 人	165 人	172 人	216 人	698 人 ( 87%)

※いずれの年度も入学定員：200 人、収容定員：800 人

※在籍者数は、各年度の 5 月 1 日現在の人数

※進級要件の設定はなく、学年進行に伴う在籍者数の減は、退学・除籍によるもの

※令和 6 年度の第 4 年次の在籍者数には、留年者：44 人を含む

### ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

#### (ア) 教育課程の変更内容

収容定員の変更に伴い教育課程の変更は行わない。したがって、定員変更前の教育内容を担保できる。

#### (イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

収容定員の変更に伴い教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。したがって、定員変更前の教育方法及び履修指導方法の内容を担保できる。

#### (ウ) 教員組織の変更内容

収容定員の変更に伴い教員組織の変更は行わない。したがって、収容定員に基づき算出した教員一人あたりの学生数は、定員変更前の約 30 人（収容定員：800 人／教員数：27 人）から約 24 人（収容定員：640 人／教員数：27 人）となり、特に臨地実務実習に係る指導や総合科目に係る指導において、現状よりもきめ細やかな対応が可能となり、より実践的な教育を展開する学修指導体制を構築できる。

#### (エ) 大学全体の施設・設備の変更内容

収容定員の変更に伴い大学全体の施設・設備の変更は行わない。したがって、施設・設備面において、定員変更前の教育研究環境、学修環境を維持できる。

## 学生の確保の見通し等を記載した書類（本文）

### 目 次

(1) 収容定員を変更する組織の概要	p. 2
①収容定員を変更する組織の概要	p. 2
②収容定員を変更する組織の特色	p. 2
(2) 人材需要の社会的な動向等	p. 4
①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析	p. 4
②中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析	p. 5
③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域	p. 6
④既設組織の定員充足の状況	p. 6
(3) 学生確保の見通し	p. 6
①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	p. 6
ア 既設組織における取組とその目標	p. 6
イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標	p. 6
ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、新設組織での入学者の見込み数	p. 8
②競合校の状況分析	p. 8
ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性	p. 8
イ 競合校の入学志願動向等	p. 10
ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等	p. 10
エ 学生納付金等の金額設定の理由	p. 10
(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由	p. 10

## 学生の確保の見通し等を記載した書類（本文）

### （1）収容定員を変更する組織の概要

#### ①収容定員を変更する組織の概要

収容定員を変更する組織	入学定員	収容定員	所在地 (教育研究を行うキャンパス)
情報経営イノベーション専門職大学 情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科	変更前：200 変更後： <u>160</u>	変更前：800 変更後： <u>640</u>	東京都墨田区文花 1丁目18番13号

#### ②収容定員を変更する組織の特色

情報経営イノベーション学科では、「変化を楽しみ、自ら学び、革新を創造する」ことを教育理念とする本学において、「変化し続ける時代の中で、経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的なコミュニケーション能力、これらを組み合わせた応用力を主体的に身に付け、新たなサービス・ビジネスを生み出す人材を育成し、国際社会と地域社会の産業発展に貢献する」との情報経営イノベーション学部の目的を体现するため、以下の特色ある教育活動を展開している。

#### ア 新たなサービス・ビジネスを生み出すイノベーション人材の育成

本学科では、本学の教育理念、学部の目的に基づき、経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的なコミュニケーション能力、これらを組み合わせた応用力を以て国際社会や地域社会の産業発展に貢献する新たなサービス・ビジネスを生み出すイノベーション人材を育成する教育を行っている。

本学科では、学生が自ら学ぶ意義を考え、4年間の学修に対する意欲向上を図る導入教育の一環として、第1年次前期に必修科目「イノベーションの志」を開設している。当該授業科目では、イノベーション人材となるために必要な素養やイノベーションを起こすために何をやるのかを学生自らが考え、自分なりのイノベーション人材像、イノベーションの在り方を模索する。これを経営と情報通信技術に関する知識・スキルを用いて社会課題を解決する「志」を抱ききっかけとする。その上で、経営と情報通信技術に関する理論的かつ実践的な能力を涵養するため、職業専門科目を「経営」科目群と「情報通信技術」科目群に二分して開設している。「経営」科目群では、組織管理、マーケティング、法務、会計など、企業経営に関する基礎的・応用的な内容を学ぶ。あわせて、イノベーションの潮流や実社会におけるイノベーション事例などについて理解を深め、イノベーションを起こすために必要な知識・技能を養う授業科目を開設している。その中核に、起業も視野に入れながら、学生が新たなサービス等を考案し事業計画を策定した上で、ベンチャーキャピタリストなどに提案する「イノベーションプロジェクト」を第1年次から第4年次までの必修科目として置く。これにより、サービス等の開発や起業に係る実践力を育成するとともに、不足する知識・技能を学生自らが認識し、他の授業科目の履修により補完しつつ、主体的に学修を進めることがで

きる教育課程としている。他方、「情報通信技術」科目群では、ソフトウェア・システム設計、プログラミング、ネットワーク関連技術、情報セキュリティなど、情報処理システムの設計・開発に必要な知識・技能を学ぶ。加えて、クラウド、IoT、AI など、最先端の技術に関する知識も修得できる科目構成としている。「情報通信技術」科目群の授業科目は、演習・実習を中心に授業を展開し、理論的知識だけでなく、情報処理システムの開発現場で活用することができる実践的な能力を養うものとしている。さらに、グローバル化が著しく進展する中、職業専門科目における学修を通じて身に付ける経営・情報通信技術に関する専門的な知識・技能を国際的なビジネスの現場で発揮することができる素地を築くため、展開科目として「グローバルコミュニケーション」科目群を開設している。当該科目群では、業務の遂行に必要な基本的な英語表現に留まらず、効果的にプレゼンテーションやディスカッション、交渉などを行うための表現技法を学び、国際的なビジネスの現場で求められる語学力の向上を図る。あわせて、文化的背景の異なる他者と協働する上で必要となる文化・習慣の違いを受容する態度・国際的な視野を養う教育内容としている。最終的には、これらの学修内容を活かし総合科目を履修する。総合科目は、第3年次後期必修科目「総合理論演習」、第4年次必修科目「総合実践演習」の2科目から構成されており、学生は約1年半にわたる同一教員によるゼミ指導を通して、4年間の学びの集大成となる卒業課題に取り組む。これにより、経営と情報通信技術に関する知識とスキルを統合し、新たなサービス・ビジネスを生み出すための実践的かつ応用的な能力を培う。

#### イ ビジネス現場における長期間の臨地実務実習による実践的教育

本学科では、学内で学修した内容を「新たなサービス・ビジネスを生み出す人材」として、実際の職務遂行に活用できる能力へと昇華させるため、第3年次に企業等における長期間の臨地実務実習を行う。臨地実務実習は、3年次前期の必修科目「インターンシップⅠ」及び3年次後期の必修科目「インターンシップⅡ」として教育課程に組み込み、それぞれ事前指導20時間、実習320時間(40日間)、事後指導20時間で構成している。「インターンシップⅠ」では、主に情報処理システムの開発に必要な専門的かつ実践的な知識・技能の修得を目的として、情報処理システム開発の一工程を担う実習を行う。一方、「インターンシップⅡ」では、主にマーケティングなどの経営に関する専門的かつ実践的な知識・技能の修得、企画提案力の向上を目的として、アンケートやインタビューなどの調査・分析を通じ、情報通信技術を活用した課題解決の企画・提案を行う実習内容としている。

#### ウ 専攻分野に精通した実務家教員による指導体制の整備

経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的なコミュニケーション能力、これらを組み合わせた応用力を以て国際社会や地域社会の産業発展に貢献する新たなサービス・ビジネスを生み出すイノベーション人材の養成にあたり、産業界等で活躍していた実務家教員を多数配置(27人中23人)することで、より実践的かつ先端的な実学教育を展開することができる指導体制を整備している。これらの実務家教員は、本学教員に就任後も産業界等との接点を持ち続けることで、常に知識・スキルを更新し、産業界等の最新動向を踏まえた教育を行う。また、実務家教員のうち約半数(23人中12人)は、研究員としての職務経験を有

するなど、研究能力も備えた者を配置することで、理論知と実践知をバランスよく教授できる指導体制としている。

## (2) 人材需要の社会的な動向等

### ①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

平成 28 年 1 月に策定された第 5 期科学技術基本計画において、日本が目指すべき未来社会の姿として「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」である「Society5.0」が提唱された。令和 2 年 6 月には、科学技術基本計画の根拠法となる「科学技術基本法」が「科学技術・イノベーション基本法」に改正され、「科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出すること」と定義される「イノベーションの創出」が法の新興対象に加えられた。改正法に基づき、令和 3 年 3 月に策定された「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」【資料 1】では、日本が目指すべき「Society5.0」の未来社会像を「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ (well-being) を実現できる社会」と表現しており、その実現の必要性が謳われている。同計画によると「Society5.0 では、サイバー空間において、社会のあらゆる要素をデジタルツインとして構築し、制度やビジネスデザイン、都市や地域の整備などの面で再構築した上で、フィジカル空間に反映し、社会を変革していくこととなる」とされており、今後ますます情報通信技術に関する専門知識と優れた開発能力・活用能力を有する人材が中心となり、高度にデジタル化された社会の実現に向け革新を牽引していくことが予測される。また、同計画では「Society5.0 時代には、自ら課題を発見し解決手法を模索する、探求的な活動を通じて身につく能力・資質が重要となる。世界に新たな価値を生み出す人材の輩出と、それを実現する教育・人材育成システムの実現が求められる」とされている。

このような政策が打ち出される中、令和 4 年 1 月に発表された一般社団法人日本経済団体連合会『提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進－主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて－」』【資料 2】では、Society5.0 において大学に求められる教育面での役割は「幅広い知識や技能、専門能力の学修を通じて探究力や社会課題の解決能力を涵養することで、新たな時代を牽引する人材や、社会の中核で活躍する人材を育成・輩出することである。特に、Society5.0 に向けて今後、DX や GX が急激に進展する中、イノベーションを起こせる人材や新たな価値を創造できる人材、グローバル・リーダーとなりうる人材を多く輩出することは、そのまま国家や企業の競争力につながる」としている。その裏付けとして、同団体が取りまとめた「採用と大学改革への期待に関するアンケート結果 (2022 (令和 4) 年 1 月 18 日)」によると、調査対象企業が採用の観点から大卒者に特に期待する能力は、「課題設定・解決能力」(80.1%)、「論理的思考力」(72.1%)、「創造力」(42.6%) が上位となっている【資料 3】。さらに、今後、優先的に取り組むべき教育改革としては、「課題解決型の教育プログラム (PBL 等) の充実」(67.9%) が最上位となっており、次いで「IT 教育・AI リテラシー教育の推進」(43.9%) となっている【資料 4】。

経済産業省が令和4年5月に発表した「未来人材ビジョン」【資料5】では、あらゆる場面でデジタル技術の活用が進む中、「日本の労働人口の49%が将来自動化されるとの予測もあるが、AIやロボットによる雇用の自動化可能性に関する統一見解はない」としつつも、専門職・技術職等の高スキル職や医療・対個人サービス職等の低スキル職で就業者が増加する一方、自動化により製造職や事務職等の中スキル職が減少する「労働市場の両極化の兆候が確認できる」としている。また、脱炭素化が世界的潮流となったことに伴い、「化石燃料関連産業の雇用は大きく減少するとの予測もある」としている。これらの労働需要の変化とあわせて「意識・行動面を含めた仕事に必要な能力等」についても需要変化が予測されており、「現在（平成27年時点）は「注意深さ・ミスがないこと」、「責任感・まじめさ」が重視されるが、将来（令和32年）は「問題発見力」、「的確な予測」、「革新性（新たなモノ、サービス、方法等を作り出す能力）」が一層求められる」ことになる。また、同ビジョンでは、基礎能力や高度な専門知識だけでなく、次の社会を形づくる世代に求められる根源的な意識・行動面に至る能力や姿勢として、「常識や前提にとらわれず、ゼロからイチを生み出す能力」「夢中を手放さず一つのことを掘り下げていく姿勢」「グローバルな社会課題を解決する意欲」「多様性を受容し他者と協働する能力」の4つを挙げている。

国の科学技術・イノベーション政策として、IoT、ロボット、AI、ビッグデータ等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられる世の中の実現が掲げられる中、情報通信技術に精通した人材の需要は今後も拡大することが予想される。また、デジタル化等の進展に伴い社会や産業が大きく変革することが予測される中、上記のとおり、自ら社会的課題を発見し、論理的思考や常識・前例にとらわれない発想をもって解決に取り組み、新たな価値を創造するイノベーション人材が求められている。これは、まさに本学科が養成する「変化し続ける時代の中で、経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的なコミュニケーション能力、これらを組み合わせた応用力を主体的に身に付け、新たなサービス・ビジネスを生み出す人材」である。さらに、本学科初の卒業生となる令和5年度卒業生の就職率が97.5%であったことを踏まえると、本学科が養成する人材は、社会の需要に合致しているものと考えられる。このことから、本学科の養成する人材像は社会的な需要に即したものであると言える。

## ②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

リクルート進学総研が文部科学省「学校基本調査」に基づき分析を行った「【全国版】18歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向2023（令和6年2月26日）」、「18歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向 南関東版（令和6年2月26日）」によると、全国の18歳人口は、本学科の収容定員を変更する令和7年には1,090,562人となり、令和8年は1,092,664人と横ばい、令和9年は1,085,148人と微減で推移し、令和10年に1,069,005人に減少して以降、令和16年までに1,005,714人（令和7年対比：92.2%）まで縮小する。一方、本学が所在する東京都の18歳人口は、令和7年に104,486人となって以降、令和11年に107,264人となるまで増加し、その後、令和12年に103,128人に落ち込んだ後、再度増加傾向を辿り令和16年には106,535人（令和7年対比：102.0%）となる。東京都に埼玉県、千葉県、神奈川県をあわせた南関東全体の18歳人口は、令和7年に296,737人となり、令和8年に299,464人に微増するも、その後は減少傾向となり、令和16年には288,845



人（令和7年対比：97.3%）まで縮小するが、全国に比べれば、縮小率は少ない【資料6】。

過去5年間における東京都の大学進学率は、令和元年に63.2%（全国の大学進学率：50.0%）であったものが、令和5年には71.4%（全国の大学進学率56.9%）まで上昇しており、全国で最も高い水準である【資料7】【資料8】。南関東全体の大学進学率を見ても令和元年に57.5%であったものが、令和5年には65.9%に上昇し、全国的にも高い水準となっている【資料9】。また、過去5年間における東京都の大学進学に伴う地元残留率については、令和元年に65.8%であったものが、令和5年には68.3%と微増している【資料10】。

今後の10年間で全国的には18歳人口が減少することが予測される。その一方、本学が所在する東京都の18歳人口は、一次的に落ち込む年があるものの、増加することが見込まれる。東京都を含む南関東全体では、18歳人口が減少する見込みとなるが、全国的に見れば安定していると言える。また、南関東の大学進学率は、全国と比しても高い水準にあり、かつ、東京都の大学進学に伴う地元残留率は増加傾向にある。このことから、収容定員変更後、学生の確保は十分に可能であると考えられる。

### ③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

本学科の直近5年間における入学者は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県に所在する高等学校等の出身者が毎年50%以上を占めている。特に令和5年度の入学者においては、74.2%が当該地域に所在する高等学校等の出身者となっている【資料11】。前述の（2）②のとおり、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県（南関東）は、全国的に見ても18歳人口が安定的に推移することが予想され、かつ、大学進学率も高い水準にある。このことから、引き続き当該地域を中心に学生募集を行う。

### ④既設組織の定員充足の状況

本学では、収容定員を変更する組織以外の学部・学科等の組織は設置していない。

## （3）学生確保の見通し

### ①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

#### ア 既設組織における取組とその目標

本学では、収容定員を変更する組織以外の学部・学科等の組織は設置していない。

#### イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

令和2年度に開学して以降、Webサイト・動画サイト（YouTube）による広報、大学案内・広報誌の作成・配布、高等学校・日本語教育機関への訪問、オープンキャンパス等の学生募集イベントの開催、進学ガイダンスへの参加、SNS（Facebook、Twitter、Instagram）を活用した情報発信など、様々な学生募集のためのPR活動を展開してきた。しかしながら、令和2年度入学者選抜の志願者数は382名であったものが、令和6年度入学者選抜においては186名まで半減した。その結果、入学定員充足率も令和2年度は115%であったものが、令和6年度には72.5%となった。入学者の属性を新卒者、既卒者、外国人留学生に分

けて見ると、令和6年度の入学者数が入学定員を大幅に下回った要因は、新卒者・既卒者の著しい減少にある。前述の(2)②のとおり、本学科の入学者の主要な出身地域である東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県の18歳人口が今後増加することが見込まれない中、新卒者・既卒者の入学者数を入学定員充足時の水準まで回復させることは困難であると考えられる。その一方で、外国人留学生に関しては、令和6年度入学者選抜に係る学生募集活動において、日本語教育機関への訪問を前年度対比150%増やした結果、志願者数・入学者数ともに400%増加した【資料12】。このような状況を踏まえ、新卒者・既卒者については、令和6年度入学者選抜時の志願者数を継続的に獲得し、かつ、外国人留学生の志願者を増加させることを目標に、既存のPR活動を引き続き継続するとともに、特に以下の点を改善・強化する。

#### (ア) 教職協働による学生募集体制の強化

広報委員会を設置するとともに、新たに外部パートナー企業によるコンサルティングを依頼する。特に、広報委員会は職員中心で行っていた学生募集活動において教員の知見や人脈等を積極的に活用することにより、学生募集活動にかかる業務総量を増大させ、イベント参加者及び志願者の増加を目指す。

#### (イ) 新卒志願者の継続的確保に向けたPR活動

- ・新卒志願者の85%以上がオープンキャンパス等の学生募集イベントの参加者であり、志願者数の確保には学生募集イベントへの参加促進が不可欠である。本学の認知度拡大を図り、学生募集イベントへの参加を促すため、令和5年度対比200%の予算措置を行い、進路情報媒体等を扱う企業主催の進学ガイダンスに積極的に参加する。
- ・令和6年度入学者選抜に係る学生募集活動においては、約1,000校の高等学校等へ訪問したものの、結果的に志願者の増加には繋がらなかったことを踏まえ、訪問校数を約800校に絞り込み、接触頻度を120%程度増加させることで関係性を強化する。また、高等学校等教員向けの大学説明会を開催し、本学の認知度拡大に繋げる。
- ・令和5年度に本学初の卒業生を輩出したことから、進路実績に基づくPRが可能となる。特に、高等学校教員や保護者に対しては進路実績をアピールすることが効果的であると考えられることから、進路実績を積極的に発信する。

#### (ウ) 外国人留学生志願者の増加に向けたPR活動等

- ・令和6年度入学者選抜に係る学生募集において、日本語教育機関への訪問を前年度対比150%増やした結果、外国人留学生の志願者数・入学者数が400%増加した実績を踏まえ、更なる認知度拡大に向け、訪問機関数を約120機関から約200機関に増大する。
- ・外国人留学生に係る指定校推薦制度を導入することで、認知度拡大と志願者数の増大を図る。
- ・令和6年度入学者から私費外国人留学生奨学生制度(対象人数枠3人)を設けたこ

とで志願者数の増加に繋がった実績を踏まえ、本制度の対象者数を10人に拡大し、志願者数・入学者数の増大を図る。

#### ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、新設組織での入学者の見込み数

前述の(2)②のとおり、本学科の入学者の主要な出身地域である東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県の18歳人口が今後増加することは見込まれないものの、全国的に見れば安定的に推移することが予測される。このような中、本学開学以来、継続的に行ってきた学生募集活動を継続的に実施するとともに、前述の(3)①イ(ア)・(イ)のとおり、学生募集体制の強化や特に新卒者へのPR活動を強化することで、令和6年度入学者選抜時と同程度となる新卒者160人、既卒者20人の志願者は見込まれる。一方、外国人留学生については、日本語教育機関への訪問を増加させたことで400%の志願者の増加に繋がった実績を踏まえると、前述の(3)①イ(ウ)のとおり、外国人留学生志願者に対するPR活動を強化することで、令和6年度入学者選抜時からさらに400%増となる60人程度の志願者が見込まれる。

直近5年間の実績では、新卒志願者の入学率は約75%、既卒志願者の入学率は約61%、外国人留学生志願者の入学率は約54%となっている【資料12】。この入学率を引き続き維持できるものと仮定すると、新卒志願者160人に対し入学者120人、既卒志願者20人に対し入学者12人、外国人留学生志願者60人に対し入学者32人となり、合計160人程度の入学者を確保できると考えられる。

### ②競合校の状況分析

#### ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性

##### (ア) 競合校の選定理由

東京都に所在する専門職大学は、本学以外に国際ファッション専門職大学、東京国際工科専門職大学、東京保健医療専門職大学、東京情報デザイン専門職大学の4大学ある。このうち、本学情報経営イノベーション学科と同一の学問分野を扱う学部・学科を設置する専門職大学はないものの、東京国際工科専門職大学、東京情報デザイン専門職大学においては、情報科学分野の学部・学科を設置しており、類似性がある【資料13】。特に、東京情報デザイン専門職大学は、情報科学の学びを中心としつつ、ビジネス力や今までになかった価値を創造するデザイン力も養う教育を行っており、本学情報経営イノベーション学科との類似性がより高い。また、当該大学は本学に隣接する専門職大学であり、定員規模及び入学者の学力層も同程度である。このことから、当該大学を競合校として設定する。

##### (イ) 競合校との比較分析

東京情報デザイン専門職大学は、令和5年4月に開学し、情報デザイン学部情報デザイン学科の1学部1学科を設置する専門職大学である。当該大学では、養成する人材像として、情報に関する専門知識、情報技術、課題の要因を見出して解決策をデザインする思考法を備え、ステークホルダーとの連携・協働によりシステムを開発できる情報技

術者を掲げ、教育活動を展開している。情報デザイン学科では、養成する人材像をより具体化した上で、「システムエンジニア」「IoT エンジニア」「AI・データサイエンティスト」「サイバーセキュリティエンジニア」「CG エンジニア」「ゲームエンジニア」の6つの履修モデルを提示し、教育課程の主軸となる職業専門科目として、情報科学分野の授業科目を84科目開設している。また、展開科目では「マーケティング」「アカウントティング」「ビジネスプランニング」「イノベーション戦略」「IT 産業とイノベーション」など、ビジネス力や新たな価値を創造する力を養う科目を16科目開設している。一方、本学情報経営イノベーション学科においては、職業専門科目の授業科目を「経営」科目群と「情報通信技術」科目群に分けて開設しており、「経営」科目群は32科目、「情報通信技術」科目群は34科目で構成される。また、展開科目として、国際的なビジネスの現場で活用できる外国語運用能力や国際的な視野を養う授業科目を19科目開設している。授業科目の構成から本学科の教育課程は、情報科学に係る専門性では劣るものの、経営学に係る専門性や新たな価値を生み出すビジネスを創出する力を養う点においては優位にあると言える。加えて、グローバル化が進展する中で、語学スキルや国際感覚を培うことができる点にも優位性がある。

入学者選抜に関して、情報デザイン学科においては、総合型選抜、推薦型選抜（指定校・公募）、一般選抜を実施している。総合型選抜は9月から12月まで、推薦型選抜（指定校・公募）は11月、一般選抜は12月から3月までの間に、推薦型選抜（指定校・公募）を除き複数の試験日程を設け、出願受付・試験・合格発表を行っている。一方、本学情報経営イノベーション学科では、総合型選抜、推薦型選抜（指定校・公募）、一般選抜に加え、私費外国人留学生選抜（一般・指定校推薦・公募）、社会人特別選抜、帰国生特別選抜を実施している。総合型選抜は9月から2月まで、推薦型選抜（指定校・公募）は10月から1月まで、一般選抜は1月から2月まで、私費外国人留学生選抜（一般・指定校推薦・公募）は9月から1月まで、社会人特別選抜・帰国生特別選抜は10月から1月までの間に、複数日程を設け、出願受付・試験・合格発表を行っている。情報デザイン学科に比べ、本学情報経営イノベーション学科では、選抜種別が多く、一般選抜を除き、受験機会も広く設定していることから、学生募集において優位性があると考えられる。

学生納付金に関して、情報デザイン学科では、授業料1,200,000円、施設維持費150,000円、実験実習費200,000円、教育充実費200,000円の合計1,750,000円を年間の納付額としている。なお、独自の奨学金制度等は設けられていない。一方、本学情報経営イノベーション学科では、授業料1,080,000円、施設維持費320,000円の合計1,400,000円を年間の納付額としている。また、特待生制度を設けており、学業又は学内での活動において極めて優秀な学生をA特待生、B特待生、C特待生に分けて選考し、A特待生は年間1,000,000円、B特待生は年間500,000円、C特待生は年間200,000円の奨学金を給付している。この他、令和6年度から私費外国人留学生奨学生制度を創設し、学業及び課外活動に積極的に取り組む私費外国人留学生を奨学生として選抜し、4年間で2,000,000円の奨学金を給付することとしている。修学に係る経済的負担が少なく、独自の奨学金制度も設けていることから、就学費用の面において、本学情報経営イノベー

ション学科に優位性がある。

就職支援に関して、情報デザイン学部は開学2年目のため、比較分析は困難であるものの、本学情報経営イノベーション学科においては、以下の就職支援を行っており、初の卒業生となる令和5年度卒業生の就職率が97.5%であったことを踏まえると、引けを取るものではないと考えられる。

- 連携企業等と学生のマッチング
- 学内個別・合同企業説明会・選考会の開催
- 就職活動対策講座の開催
- 企業からの求人情報の受付け・学生への公開
- キャリアサポーター（キャリア支援担当職員）・イノベーションマネジャー（学生支援専門の職員）・ゼミ指導教員による個別面談・履歴書等の添削・模擬面接の実施

#### イ 競合校の入学志願動向等

東京情報デザイン専門職大学情報デザイン学部情報デザイン学科の入学志願状況等は、令和5年度入学者選抜時のもののみ公表されており、志願者数：146名、受験者数：133名、合格者数：128名、入学者数：115名、入学定員充足率：71.9%となっている。

#### ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等

本学情報経営イノベーション学科の競合校となる学科である東京情報デザイン専門職大学情報デザイン学部情報デザイン学科においては、令和5年度において入学定員未充足となっている。本学情報経営イノベーション学科においても同一年度における入学定員充足率は89%と定員未充足である。しかしながら、前述の(3)②ア(イ)のとおり、情報デザイン学科においては、情報科学に特化した教育課程としている一方、本学情報経営イノベーション学科は文理融合の教育課程としていることや入学者選抜の種別も幅広く志願者を募ることができるものを設定していること、学生納付金も安価であることを踏まえると、学生確保の見込みは高いものと推察される。また、前述の(3)①ウのとおり、160人程度の入学者は見込むことができ、収容定員の適正化を図ることで、定員充足できると考えられる。

#### エ 学生納付金等の金額設定の理由

本学情報経営イノベーション学科の学生納付金は、授業料1,080,000円、施設維持費320,000円の合計1,400,000円の設定としている。これは、前述の(3)②ア(イ)のとおり、競合校となる学科である東京情報デザイン専門職大学情報デザイン学部情報デザイン学科より安価な設定である。また、収容定員の変更に伴い金額を変更するものではなく、収支予測を踏まえても分岐点となる妥当な水準である。

#### (4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

令和2年度に開学して以来、本学科では経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的な

コミュニケーション能力、これらを組み合わせた応用力を以て国際社会や地域社会の産業発展に貢献する新たなサービス・ビジネスを生み出すイノベーション人材を育成する教育活動を展開してきた。前述の(2)①のとおり、本学科が養成する人材は社会的な動向に即していると考えられる。また、本学科初の卒業生となる令和5年度卒業生の就職率が97.5%であったことから社会的な需要はあると言える。しかしながら、年々入学者数が減少し、令和5年度、令和6年度の直近2年間において、入学定員未充足の状況となっている。こうした中、前述の(3)①イのとおり、学生募集活動の強化を図っていくものの、今後の18歳人口の動向等を踏まえると、現状の入学定員200人、収容定員800人を維持していくことは困難であると考えられる。前述の(3)①ウのとおり、今後、継続的に見こむことができる入学者数は160人程度であることから、入学定員を160人、収容定員を640人に変更する。

## 学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）

### 目 次

【資料1】	第6期科学技術・イノベーション基本計画（抜粋）	p. 2
【資料2】	提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進 －主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて－」 （一般社団法人日本経済団体連合会）（抜粋）	P. 5
【資料3】	採用の観点から大卒者に特に期待する資質・能力・知識	p. 7
【資料4】	今後、優先的に取り組むべき教育改革	p. 8
【資料5】	未来人材ビジョン（経済産業省）（抜粋）	p. 9
【資料6】	18歳人口予測（全体：南関東：2023～2035年）	p. 12
【資料7】	進学者数・進学率（現役）の推移（全体：県別：2014～2023年）	p. 13
【資料8】	大学進学率ランキング（現役：都道府県別：2023年）	p. 14
【資料9】	大学進学率の推移（現役：エリア別：2014～2023年）	p. 15
【資料10】	地元残留率の推移（全体：南関東：2014～2023年）	p. 16
【資料11】	情報経営イノベーション学科 出身高等学校等所在地別入学状況	p. 17
【資料12】	情報経営イノベーション学科 入学者選抜状況	p. 18
【資料13】	東京都に所在する専門職大学	p. 19

【資料1】第6期科学技術・イノベーション基本計画（抜粋）

## 科学技術・イノベーション基本計画

令和3年3月26日

閣 議 決 定



## (2) Society 5.0 の実現に必要なもの

### ① サイバー空間とフィジカル空間の融合による持続可能で強靱な社会への変革

Society 4.0 (情報社会) から Society 5.0 への移行は、既存の政策の延長線上の政策では不可能である。移行のためには、新たな未来社会像を前提にして、バックキャスト的アプローチにより、社会全体の再設計 (リデザイン) を行うことが不可欠である。

その際、鍵となるのが、Society 5.0 の前提となる「サイバー空間とフィジカル空間の融合」という手段と、「人間中心の社会」という価値観である。Society 5.0 では、サイバー空間において、社会のあらゆる要素をデジタルツイン<sup>23</sup>として構築し、制度やビジネスデザイン、都市や地域の整備などの面で再構成した上で、フィジカル空間に反映し、社会を変革していくこととなる。その際、高度な解析が可能となるような形で質の高いデータを収集・蓄積し、数理モデルやデータ解析技術によりサイバー空間内で高度な解析を行うという一連の基盤 (社会基盤) が求められる。

このような新しいプロセスに、人間中心という価値観を組み込むことにより、一人ひとりの国民、世界の市民を意思決定の舞台の中心人物として押し上げ、社会はより良い姿へと柔軟に機動的に変化していく。そして、国民一人ひとりに寄り添った利便性の高いサービスを提供するとともに、様々な社会課題を解決し、持続可能で強靱な社会を構築していく。さらには、新たな産業、新たな都市を開花させる道を開き、国際社会に対し、気候変動に代表されるグローバルな課題を克服する新たなモデルを提示することが可能となる。

<sup>22</sup> 社会と主体的に関わることができる期間の平均。

<sup>23</sup> 大量の質の高い信頼できるデータが相互に連携し、「地理空間、ヒトや組織、時間」といった構成要素から成り立つ現実世界をサイバー空間で再現したもの。

## ② 新たな社会を設計し、価値創造の源泉となる「知」の創造

新たな社会を設計し、その社会で新たな価値創造を進めていくためには、多様な「知」が必要である。特に Society 5.0 への移行において、新たな技術を社会で活用するにあたり生じる E L S I<sup>24</sup>に対応するためには、俯瞰的な視野で物事を捉える必要があり、自然科学のみならず、人文・社会科学も含めた「総合知」を活用できる仕組みの構築が求められている。

また、「知」は、非連続な変化に対応し、社会課題を解決するイノベーションの創出の源泉である。研究者の内在的な動機に基づき、新しい現象の発見や解明、新概念や価値観の提示を行うことで、フロンティアを切り拓いていく必要がある。基礎研究・学術研究をはじめとした多様な研究の蓄積があり、その積み重ねの結果として、時に独創的な成果が創出され、世界を変えるような新技術や新しい知見が生まれる。

## ③ 新たな社会を支える人材の育成

Society 5.0 時代には、自ら課題を発見し解決手法を模索する、探究的な活動を通じて身につく能力・資質が重要となる。世界に新たな価値を生み出す人材の輩出と、それを実現する教育・人材育成システムの実現が求められる。

急速に社会構造が変化する中、既存の枠組みや従来の延長では対応できない課題に取り組む能力が求められており、初等中等教育の段階から、好奇心に基づいた学びを実現し、課題に立ち向かう探究力を強化する必要がある。

また、人生 100 年時代が到来しており、かつてない長さの人生において、人それぞれが興味・関心に応じた多様な幸せの形を追求するためには、社会人になっても多様な学び直しの機会があり、新しい時代に応じたライフスタイルを追求できる環境が必要である。

あわせて、社会としても「知」の循環を促進し、新たな価値の創造につなげ、人生のどの段階においても、個人の能力が最大限発揮されることや、複線型のキャリアパスが構築できること、新たなチャレンジができることが可能な環境を構築することが求められる。

加えて、あらゆる情報がオンラインで届けられ、コミュニケーションも SNS など非対面かつ匿名で行われるようになると、触れる情報に偏りが生じ、従来のような対面を前提とする人と人のつながりが変化していく可能性がある。このような社会の変化に適切に対応する情報リテラシーが求められる。

また、直接本物に触れる経験が減少していく中、Aを含む STEAM 教育<sup>25</sup>等を通して、直接本物に触れる経験を積み重ね、感性や感覚を磨いていくことが一層重要になる。

## (3) Society 5.0 の国内外への発信・共有・連携

今後のポストコロナ時代の世界秩序模索の期間において、我が国が国際社会をリードするために、新たな社会モデルと価値、そして、それを実現するための戦略を言語化し、“Society 5.0”として国内外に具体的に問いかけていく。

国民に向けては、様々なメディアや共創の場等の活用により、多様なセクター間の対話と協働を促すなど、科学技術・イノベーションへの関心を不断に高めるための情報発信をはじめとする努力を継続し、市民参画に

<sup>24</sup> E L S I : Ethical, Legal and Social Implications/Issues。倫理的・法的・社会的な課題。

<sup>25</sup> Science、Technology、Engineering、Art(s)、Mathematics 等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育。また、A の範囲をデザインや感性などと狭く捉えるものや、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義するものもある。

【資料 2】 提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進－主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて－」（一般社団法人日本経済団体連合会）（抜粋）



## 提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進 -主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて-」

2022 年 1 月 18 日

一般社団法人 日本経済団体連合会

## **I. Society 5.0 において大学に求められる役割**

### **1. 大学に求められる役割**

学校教育法は、大学の役割として、「教育」「研究」「社会の発展への寄与（社会貢献）」の3つを掲げている<sup>2</sup>。以下、3つの役割ごとに、経済界としての期待を述べる。

#### **(1) 教育面での役割**

大学の教育面での役割は、幅広い知識や技能、専門能力の学修を通じて探究力や社会課題の解決能力を涵養することで、新たな時代を牽引する人材や、社会の中核で活躍する人材を育成・輩出することである。特に、Society 5.0 に向けて今後、DXやGXが急激に進展する中、イノベーションを起こせる人材や新たな価値を創造できる人材、グローバル・リーダーとなりうる人材を多く輩出することは、そのまま国家や企業の競争力につながる。近年、優秀な高校生が、進学先として日本ではなく海外のトップ大学を選ぶ動きが一部にあり、彼らが大学卒業後も海外にとどまることになれば、優秀な人材の国外流出に直結する。

わが国の大学が国際的に強い競争力を持ち、国内のみならず世界の優秀な人材を惹きつける存在になることが重要である。そのためにも、大学には「Society 5.0 for SDGs」の考え方を共有し、知識や技能等の習得に留まらない、新しい時代のニーズに対応した大学教育を実現することで、Society 5.0 を牽引する人材や社会の中核で活躍する人材の育成に大きな役割を果たすことを期待する。Society 5.0 に向けて求められる大学教育改革の詳細は、第III章以降で述べる。

#### **(2) 研究面での役割**

研究面では、とりわけ「Society 5.0 for SDGs」に向け、社会的課題の解決に資するイノベーションの創出に、積極的な役割を果たすことを期待する。また、特に社会実装に向けた研究開発などでは、経済界との連携・協働が重要である。

近年、わが国の大学の研究力は、他の先進国や中国に比べて急速に低下しつつあると指摘されている。実際、わが国の論文数は、20年前（1997-1999年の平均）には米国に次いで第2位であったが、直近（2017-2019年の平均）では第4位、また、注目度の高い論文数（Top10%補正論文数）も、20年前は第4位だっ

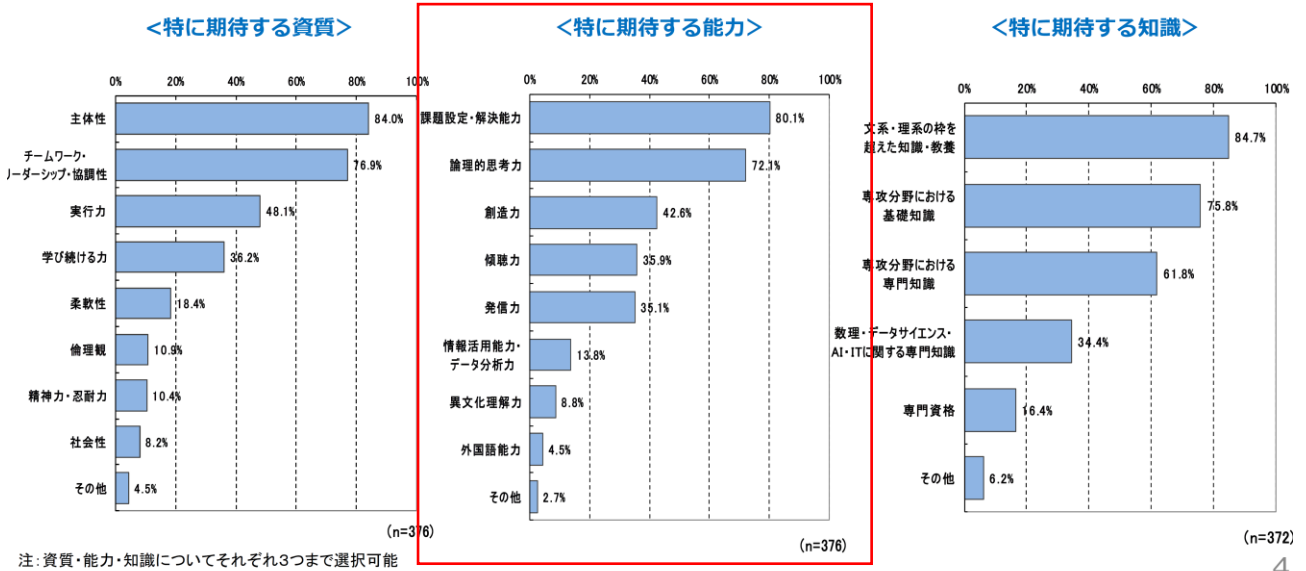
---

<sup>2</sup> 教育基本法第7条「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」に基づき、学校教育法第83条2項で、「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」と定めている。

中央教育審議会も「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（2018年11月）において、「大学は、教育と研究を一体不可分のものとして人材育成と研究活動を行っており、自由な研究の遂行を通じて社会に大きく貢献している」「大学は教育と研究の本来的な機能の発揮を通じて、社会の将来的な発展を支え、推進する基盤となるものである」と記している。

【資料3】採用の観点から大卒者に特に期待する資質・能力・知識

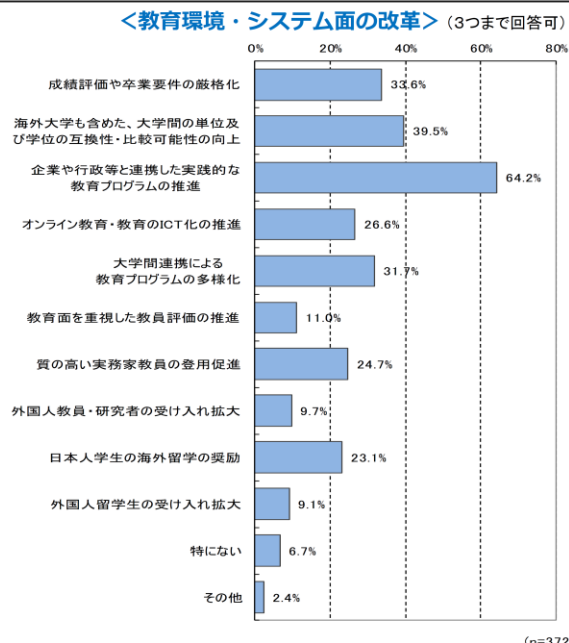
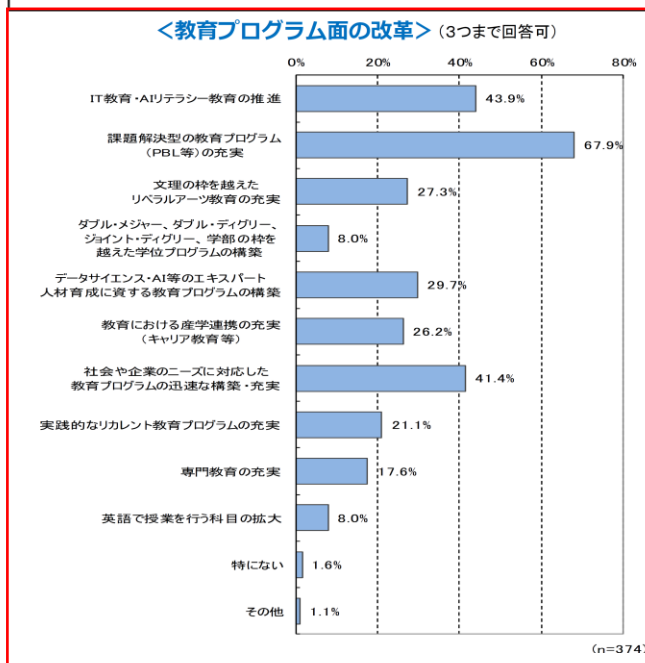
- 特に期待する資質として、回答企業の約8割が「主体性」、「チームワーク・リーダーシップ・協調性」を挙げた。変化の激しい人生100年時代を迎え、「学び続ける力」と回答した企業が4割近い。
- 特に期待する能力として、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「創造力」が上位。いずれも Society 5.0において求められる能力として、産学協議会で産学間で認識が一致したもの。
- 特に期待する知識として、「文系・理系の枠を超えた知識・教養」が最も多く、リベラルアーツ教育や文理融合教育を重視した教育の実践が重要。専門教育の重要性も認識。



(出典：一般社団法人日本経済団体連合会「採用と大学改革への期待に関するアンケート結果」)

【資料4】 今後、優先的に取り組むべき教育改革

- 今後、優先的に取り組むべき教育改革について、「課題解決型の教育プログラム（PBL等）の充実」（68%）、「IT教育・AIリテラシー教育の推進」（44%）、「社会や企業のニーズに対応した教育プログラムの迅速な構築・充実」（41%）が多い。
- 優先的に取り組むべき教育環境・システム面の改革については、「企業や行政等と連携した実践的な教育プログラムの推進」（64%）、「海外大学も含めた、大学間の単位及び学位の互換性・比較可能性の向上」（40%）、「成績評価や卒業要件の厳格化」（34%）が多い。



(出典：一般社団法人日本経済団体連合会「採用と大学改革への期待に関するアンケート結果」)

# 未来人材ビジョン

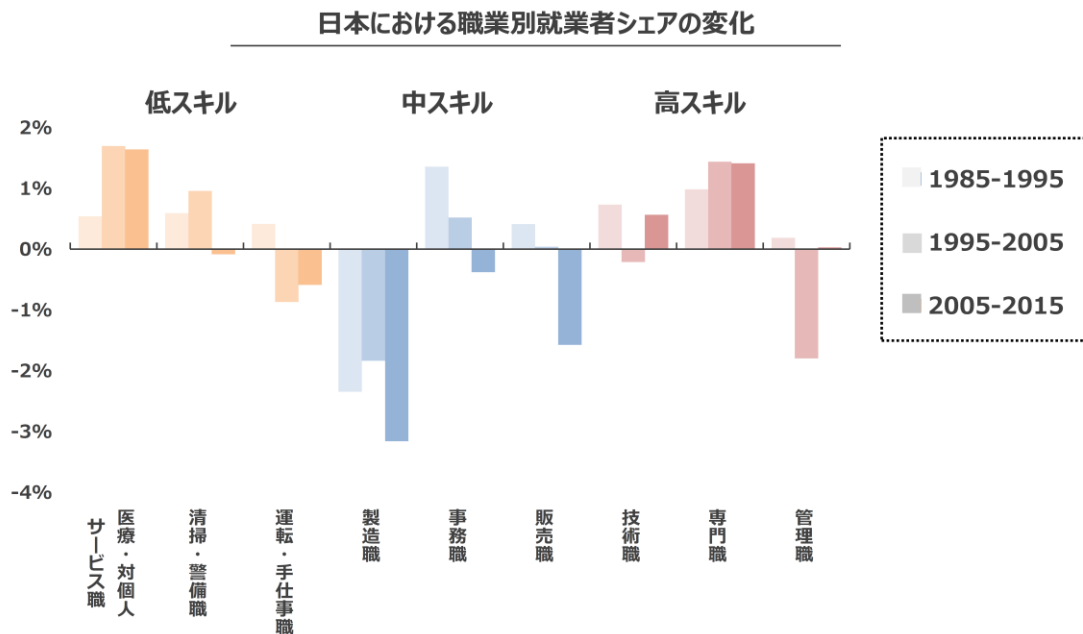
令和4年5月

「日本の労働人口の49%が将来自動化される」との予測もあるが、  
AIやロボットによる雇用の自動化可能性に関する統一見解はない。



(出所) 野村総合研究所とオックスフォード大学オズボーン准教授等との共同研究 (2015年) を基に経済産業省が作成。

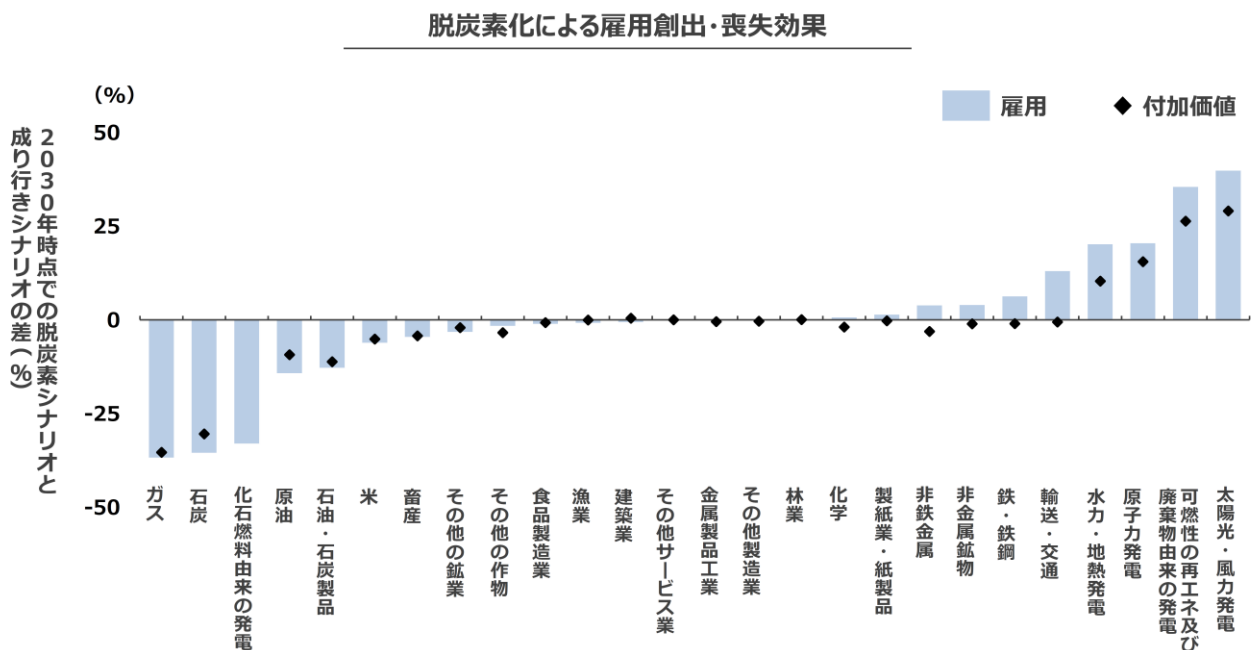
## 日本においても、「労働市場の両極化」の兆候が確認できる。



(注1) 「労働市場の両極化」は、専門・技術職等の高スキル職や、医療・対個人サービス職等の低スキル職で就業者が増加する一方、製造職や事務職等の中スキル職が減少する現象。  
 (注2) Daron Acemoglu, David Autor “Skills, Tasks and Technologies: Implications for Employment and Earnings” (2010)を参考に職業を分類。  
 前頁の米国の分析と異なり、職業者数のシェア変化であること、全年齢が対象であること、清掃・警備職には自衛官を含む（米国は軍人を除外）ことに留意。  
 (出所) 総務省「国勢調査」を基に経済産業省が作成。

6

## 「化石燃料関連産業の雇用は大きく減少する」との予測もある。



(出所) OECD “Green Growth Indicators 2017”を基に経済産業省が作成。

7



現在は「注意深さ・ミスがないこと」、「責任感・まじめさ」が重視されるが、  
将来は「問題発見力」、「的確な予測」、「革新性」が一層求められる。

56の能力等に対する需要

2015年		2050年	
注意深さ・ミスがないこと	1.14	問題発見力	1.52
責任感・まじめさ	1.13	的確な予測	1.25
信頼感・誠実さ	1.12	革新性※	1.19
基本機能（読み、書き、計算、等）	1.11	的確な決定	1.12
スピード	1.10	情報収集	1.11
柔軟性	1.10	客観視	1.11
社会常識・マナー	1.10	コンピュータスキル	1.09
粘り強さ	1.09	言語スキル：口頭	1.08
基盤スキル※	1.09	科学・技術	1.07
意欲積極性	1.09	柔軟性	1.07
⋮	⋮	⋮	⋮

※基盤スキル：広く様々なことを、正確に、早くできるスキル  
※革新性：新たなモノ、サービス、方法等を作り出す能力

(注) 各職種で求められるスキル・能力の需要度を表す係数は、56項目の平均が1.0、標準偏差が0.1になるように調整している。

(出所) 2015年は労働政策研究・研修機構「職務構造に関する研究Ⅱ」、2050年は同研究に加えて、World Economic Forum “The future of jobs report 2020”、Hasan Bakhshi et al., “The future of skills: Employment in 2030”等を基に、経済産業省が能力等の需要の伸びを推計。

20

次の社会を形づくる若い世代に対しては、

「常識や前提にとらわれず、ゼロからイチを生み出す能力」

「夢中を手放さず一つのことを掘り下げていく姿勢」

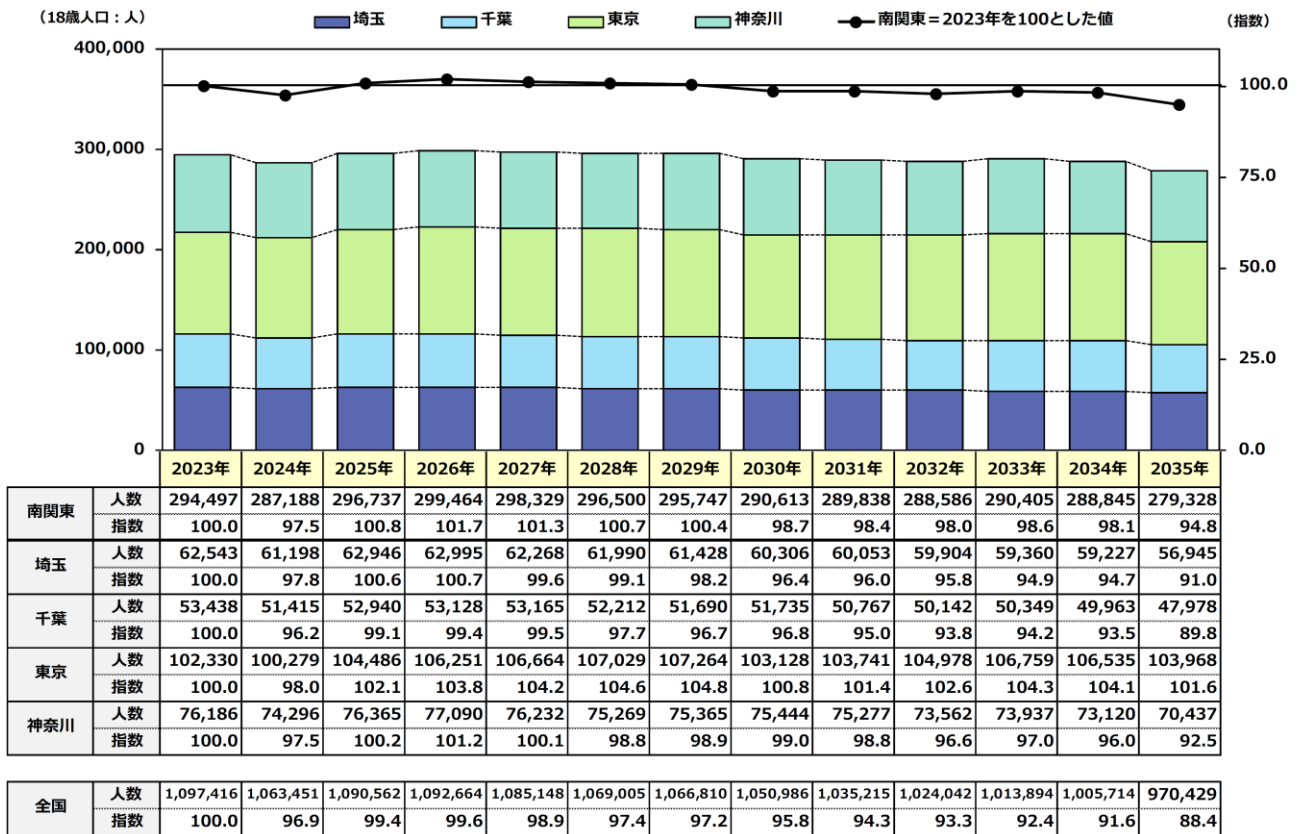
「グローバルな社会課題を解決する意欲」

「多様性を受容し他者と協働する能力」

といった、根源的な意識・行動面に至る能力や姿勢が求められる。

16

【資料6】18歳人口予測（全体：南関東：2023～2035年）



(出典：リクルート進学総研「18歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向 南関東版」)

【資料7】進学者数・進学率（現役）の推移（全体：県別：2014～2023年）

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
埼玉	卒業者数（人）	55,057	57,093	57,150	57,262	56,970	56,992	56,643	55,098	54,053	52,446	
	進学者数 （人）	大学	28,425	29,860	29,801	30,311	30,037	30,241	30,715	31,214	32,130	32,155
		短期大学	2,639	2,694	2,599	2,542	2,407	2,372	2,286	2,089	1,964	1,608
		専門学校	9,687	9,906	9,791	9,544	9,679	10,139	10,384	10,373	9,705	8,904
	進学率 （%）	大学	51.6	52.3	52.1	52.9	52.7	53.1	54.2	56.7	59.4	61.3
		短期大学	4.8	4.7	4.5	4.4	4.2	4.2	4.0	3.8	3.6	3.1
専門学校		17.6	17.4	17.1	16.7	17.0	17.8	18.3	18.8	18.0	17.0	
千葉	卒業者数（人）	47,553	49,065	48,944	49,330	49,149	48,998	48,289	48,202	46,852	45,820	
	進学者数 （人）	大学	23,617	25,119	25,390	25,594	25,526	25,256	25,317	26,437	27,354	27,277
		短期大学	1,967	2,011	1,982	1,800	1,770	1,636	1,635	1,539	1,318	1,277
		専門学校	9,038	9,064	8,734	8,766	8,828	9,352	9,412	9,670	8,980	8,809
	進学率 （%）	大学	49.7	51.2	51.9	51.9	51.9	51.5	52.4	54.8	58.4	59.5
		短期大学	4.1	4.1	4.0	3.6	3.6	3.3	3.4	3.2	2.8	2.8
専門学校		19.0	18.5	17.8	17.8	18.0	19.1	19.5	20.1	19.2	19.2	
東京	卒業者数（人）	99,359	101,482	101,558	103,462	102,928	102,864	101,281	100,084	99,854	97,950	
	進学者数 （人）	大学	62,684	64,973	65,084	65,931	64,435	65,016	65,530	67,301	69,746	69,918
		短期大学	2,946	2,806	2,536	2,347	2,220	1,986	1,986	1,794	1,637	1,365
		専門学校	12,563	12,024	12,431	12,082	10,851	11,902	12,316	12,317	10,858	10,105
	進学率 （%）	大学	63.1	64.0	64.1	63.7	62.6	63.2	64.7	67.2	69.8	71.4
		短期大学	3.0	2.8	2.5	2.3	2.2	1.9	2.0	1.8	1.6	1.4
専門学校		12.6	11.8	12.2	11.7	10.5	11.6	12.2	12.3	10.9	10.3	
神奈川	卒業者数（人）	63,597	65,305	66,037	67,093	66,887	67,219	66,293	65,892	65,331	63,202	
	進学者数 （人）	大学	35,910	37,469	37,859	38,440	38,257	38,357	38,113	39,466	41,283	41,487
		短期大学	2,890	2,908	2,787	2,705	2,583	2,455	2,295	2,123	1,858	1,542
		専門学校	10,344	10,663	10,458	10,544	10,593	10,964	11,737	11,546	10,808	9,846
	進学率 （%）	大学	56.5	57.4	57.3	57.3	57.2	57.1	57.5	59.9	63.2	65.6
		短期大学	4.5	4.5	4.2	4.0	3.9	3.7	3.5	3.2	2.8	2.4
専門学校		16.3	16.3	15.8	15.7	15.8	16.3	17.7	17.5	16.5	15.6	

（出典：リクルート進学総研「18歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向 南関東版」）

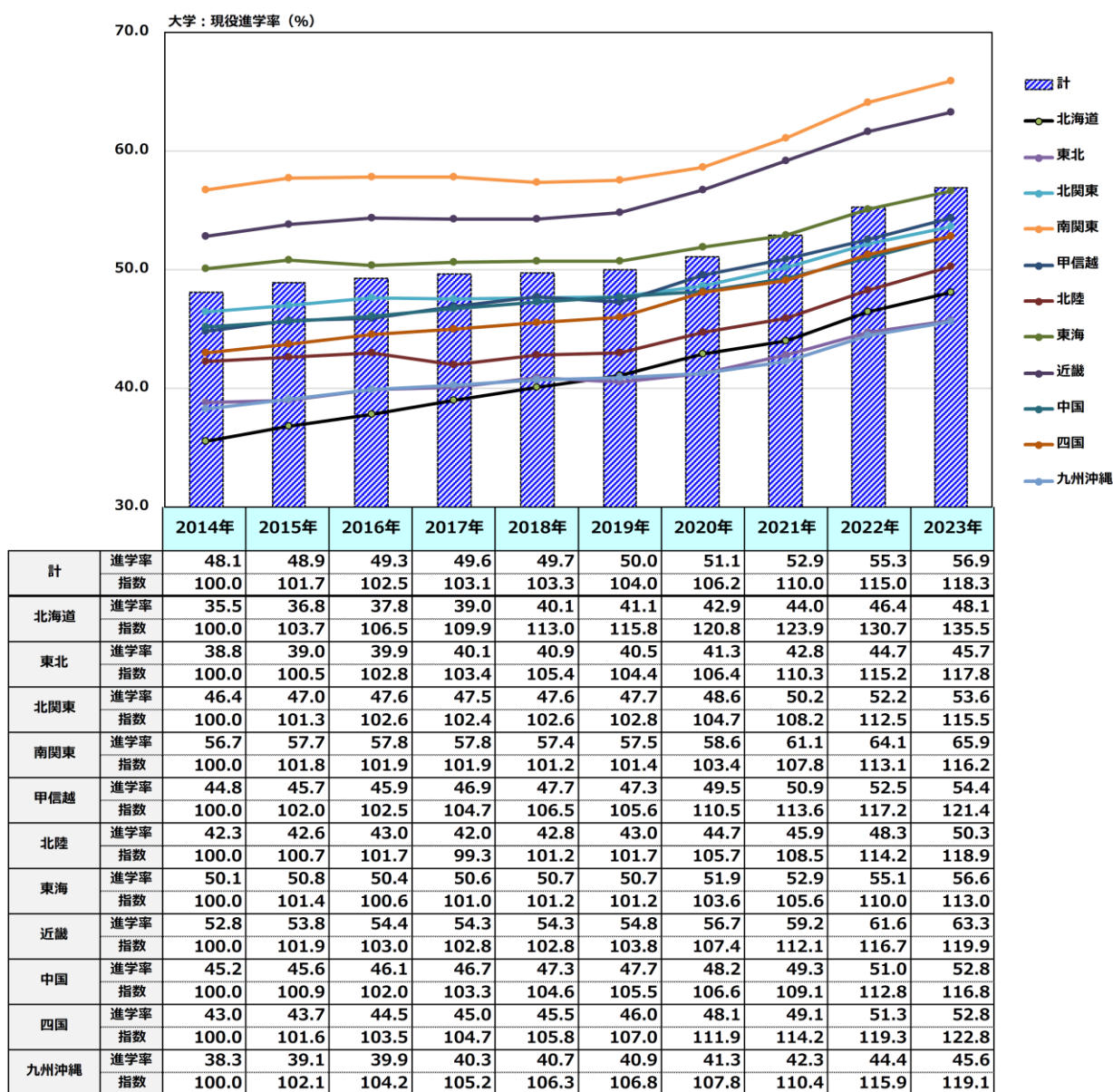
【資料8】大学進学率ランキング（現役：都道府県別：2023年）

単位（％）

大学			短期大学			専門学校		
1	東京	71.4	1	大分	7.4	1	新潟	26.1
2	京都	69.6	2	鳥取	7.1	2	沖縄	25.1
3	神奈川	65.6	3	秋田	5.9	3	北海道	23.0
4	兵庫	63.8	3	長野	5.9	4	島根	22.6
5	大阪	63.7	5	鹿児島	5.8	5	長野	20.8
6	広島	61.6	6	富山	5.7	6	山形	20.3
7	埼玉	61.3	7	福島	5.1	6	鹿児島	20.3
8	奈良	60.0	8	山形	5.0	8	大分	20.0
9	愛知	59.9	9	青森	4.9	9	鳥取	19.6
10	千葉	59.5	9	岐阜	4.9	10	熊本	19.4
11	福井	57.6	11	石川	4.7	11	岩手	19.3
12	滋賀	57.4	12	山梨	4.6	12	千葉	19.2
13	山梨	56.2	12	島根	4.6	13	群馬	18.8
14	徳島	55.3	14	福井	4.5	14	秋田	18.7
15	石川	55.1	14	三重	4.5	15	山梨	18.2
15	岐阜	55.1	16	宮城	4.3	16	愛媛	17.7
17	茨城	54.0	16	群馬	4.3	17	宮城	17.6
18	静岡	53.9	16	香川	4.3	17	福島	17.6
19	栃木	53.3	16	福岡	4.3	19	茨城	17.5
19	群馬	53.3	16	宮崎	4.3	20	栃木	17.3
						20	宮崎	17.3

（出典：リクルート進学総研「【全国版】18歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向 2023.」）

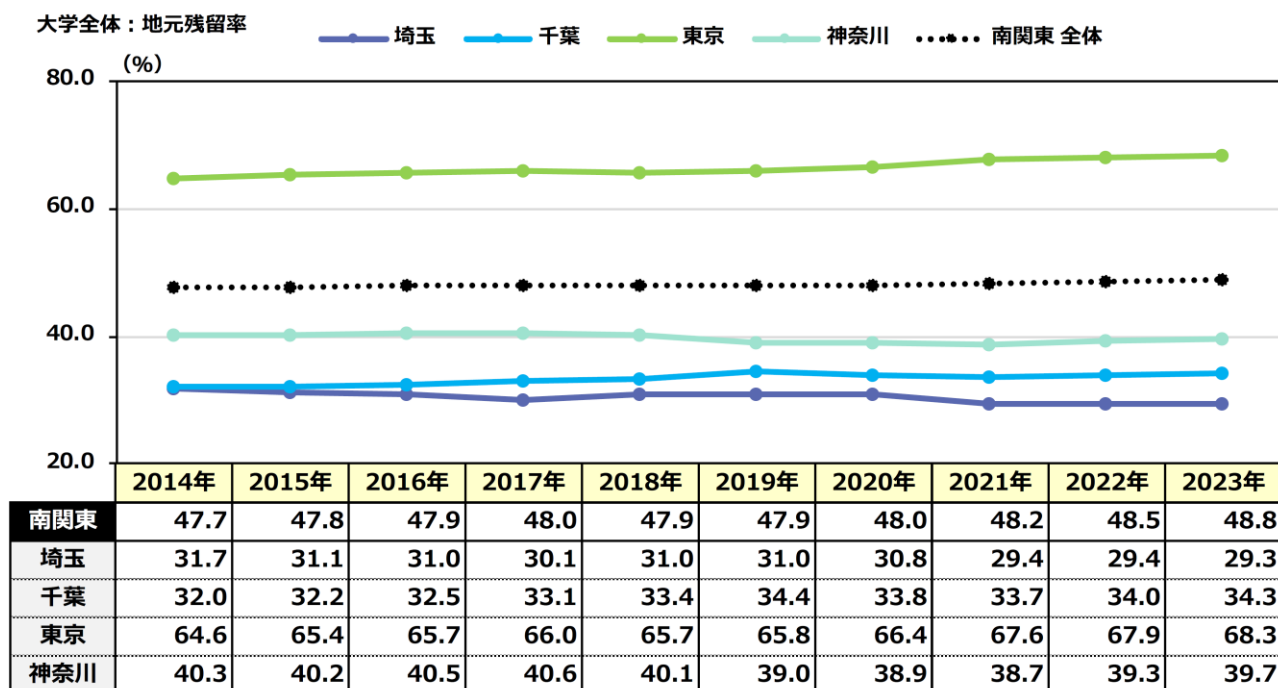
【資料9】大学進学率の推移（現役：エリア別：2014～2023年）



※データ元：文部科学省「学校基本調査」

（出典：リクルート進学総研「【全国版】18歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向 2023」）

【資料 10】地元残留率の推移（全体：南関東：2014～2023 年）



（出典：リクルート進学総研「18歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向 南関東版」）

【資料 11】 情報経営イノベーション学科 出身高等学校等所在地別入学状況

	令和2年度 入学者	令和3年度 入学者	令和4年度 入学者	令和5年度 入学者	令和6年度 入学者
入学者数	230人	229人	217人	178人	145人
東京都	75人 (32.6%)	68人 (29.7%)	57人 (26.3%)	56人 (31.5%)	35人 (24.1%)
神奈川県	25人 (10.9%)	13人 (5.7%)	15人 (6.9%)	22人 (12.4%)	2人 (1.4%)
千葉県	15人 (6.5%)	28人 (12.2%)	23人 (10.6%)	27人 (15.2%)	18人 (12.4%)
埼玉県	18人 (7.8%)	32人 (14.0%)	20人 (9.2%)	27人 (15.2%)	21人 (14.5%)
南関東（1都3県）計	133人 (57.8%)	141人 (61.6%)	115人 (53.0%)	132人 (74.2%)	76人 (52.4%)
茨城県	10人 (4.3%)	7人 (3.1%)	4人 (1.8%)	1人 (0.6%)	14人 (9.7%)
栃木県	5人 (2.2%)	3人 (1.3%)	2人 (0.9%)	0人 (0.0%)	1人 (0.7%)
群馬県	4人 (1.7%)	2人 (0.9%)	0人 (0.0%)	2人 (1.1%)	0人 (0.0%)
関東（1都6県）計	152人 (66.1%)	153人 (66.8%)	121人 (55.8%)	135人 (75.8%)	91人 (62.8%)
その他都道府県	59人 (25.7%)	63人 (27.5%)	80人 (36.9%)	37人 (20.8%)	40人 (27.6%)
外国の学校、高卒認定等	19人 (8.3%)	13人 (5.7%)	16人 (7.4%)	6人 (3.4%)	14人 (9.7%)

【資料 12】 情報経営イノベーション学科 入学者選抜状況

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入学定員		200 人	200 人	200 人	200 人	200 人
志願者数	新卒者	231 人	239 人	218 人	197 人	153 人
	既卒者	112 人	77 人	50 人	33 人	18 人
	留学生	39 人	14 人	9 人	3 人	15 人
	合計	382 人	330 人	277 人	233 人	186 人
合格者数	新卒者	186 人	214 人	197 人	185 人	146 人
	既卒者	65 人	54 人	44 人	31 人	16 人
	留学生	19 人	10 人	6 人	3 人	14 人
	合計	270 人	278 人	247 人	219 人	176 人
入学者数	新卒者	159 人	177 人	171 人	151 人	122 人
	既卒者	55 人	45 人	41 人	24 人	11 人
	留学者	16 人	7 人	5 人	3 人	12 人
	合計	230 人	229 人	217 人	178 人	145 人
入学率	新卒者	68.8%	74.1%	78.4%	76.6%	79.7%
	既卒者	49.1%	58.4%	82.0%	72.7%	61.1%
	留学生	41.0%	50.0%	55.6%	100.0%	80.0%
	合計	60.2%	69.4%	78.3%	76.4%	78.0%
入学定員充足率		115.0%	114.5%	108.5%	89.0%	72.5%



【資料 13】 東京都に所在する専門職大学

大学名	設置学部	設置学科	入学定員	収容定員	偏差値※	所在地
国際ファッション専門職大学	国際ファッション学部	ファッションクリエイション学科	80	320	—	東京都 新宿区
		ファッションビジネス学科	38	158	—	
東京国際工科専門職大学	工科学部	情報工学科	120	480	—	東京都 新宿区
		デジタルエンタテインメント学科	80	320	—	
東京保健医療専門職大学	リハビリテーション学部	理学療法学科	80	320	35.0	東京都 江東区
		作業療法学科	80	320	35.0	
東京情報デザイン専門職大学	情報デザイン学部	情報デザイン学科	160	640	35.0	東京都 江戸川区

※「偏差値」は河合塾が公表している一般選抜の偏差値（「—」はデータなし）

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	ナカムラ イチヤ 中村 伊知哉 <令和2年4月>		博士（政策・メディア）		情報経営イノベーション専門職大学 学長 (令和2年4月)